

第2期 新冠町地域福祉計画

(計画期間:令和6年度～令和10年度)



サラブレッド大壁画

令和6年3月



新冠町

目 次

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	4
(1) 地域福祉計画とは	4
(2) 当町の現状と計画策定	4
(3) 計画の法的な位置づけ	5
(4) 社会福祉協議会地域福祉実践計画との関係	5
(5) 町の他の個別計画との関係	5
(6) 計画期間	6
3. 計画の策定体制	7
(1) 地域福祉計画及び地域福祉実践計画策定委員会の共同設置	7
(2) 住民意識アンケート調査の実施	7
(3) 計画の策定経過	7

第2章 新冠町を取り巻く状況

1. 新冠町の状況	8
(1) 人口の推移	8
(2) 要介護認定者の推移	9
(3) 障がい者の推移	10
(4) 出生数の推移	10

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念	11
2. 基本目標	12
3. 施策の体系	13

第4章 基本計画

1. 基本目標1「ふれあい」と「つながり」の機会をつくります	14
(1) 地域共生社会の基盤づくり	15
①地域共生社会の理念の周知	15
(2) 福祉の心を育む基盤づくり	14
①学校や地域における福祉教育	15
(3) 世代を超えた交流活動の場づくり	16
①活動拠点の確保及び利用促進	16
②福祉施設等を拠点とした交流の促進	16
(4) 地域における福祉活動への参加のきっかけづくり	17
①地域活動への参加促進	17
2. 基本目標2「支え合い」の仕組みをつくります	18
(1) ボランティアを育成する仕組みづくり	18
①ボランティア活動の推進	19
②有償ボランティア制度の創設	19
(2) 住民主体サービスの育成と地域の見守り体制づくり	20
①生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置運営	20
②総合事業における住民主体の取組	20
③地域の見守り体制・支え合い活動の強化	21
(3) 社会参加の機会の創出・就労の支援	22
①高齢者や障がいのある人が活躍できる場づくり	22
(4) 地域福祉推進団体を支える体制づくり	22
①関係団体などの活動支援と連携	22
(5) 地域福祉を推進する人材の養成	23
①福祉人材を担う人材の確保、養成	23

(6) 必要な情報が伝わる仕組みづくり	23
①わかりやすい情報提供	23
(7) 気軽に利用できる相談体制の仕組みづくり	24
①総合的な相談支援体制の充実	24
②相談機関の充実	24
③地域包括ケアシステムの強化	25
3. 基本目標3「安心」して暮らせるまちをつくります	26
(1) 多様化する課題への取組み体制づくり	27
①孤独・孤立を防ぐ仕組みづくりの推進	27
②ひきこもりにかかる現状把握と実態に即した対策の検討	27
(2) 権利擁護の支援体制づくり	28
①成年後見制度等の利用促進	28
(3) 生活に困窮している人を見守る体制づくり	28
①生活困窮者等の自立支援の推進	28
(4) 災害時における支援体制づくり	29
①災害時要配慮者支援の強化	29
②避難所の確保及び災害ボランティアセンターの体制整備	27

第5章 計画の推進に向けて

(1) 協働による計画の推進	30
(2) 社会福祉協議会との連携による事業の推進	30
(3) 計画の公表	30
(4) 計画の検証など	30

資料編

- 1 住民意識アンケート集計結果
- 2 新冠町地域福祉計画策定推進委員会委員名簿
- 3 新冠町地域福祉計画策定推進委員会設置条例

第1章 計画策定にあたって

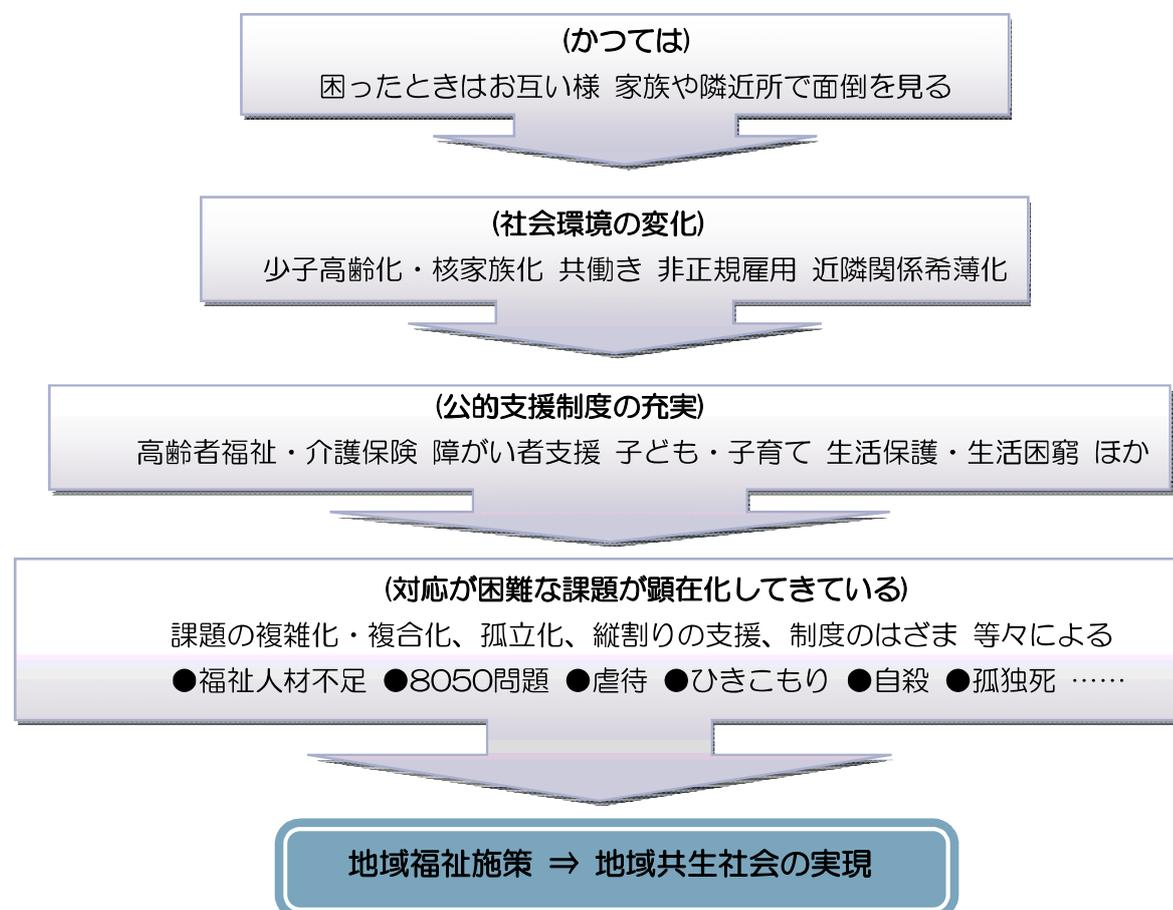
1 計画策定の背景と趣旨

(1) 地域福祉とは

「地域福祉」とは、それぞれの地域で人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や社会福祉関係者(公共、民間に関わらず)がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組むという考え方です。

社会福祉法では、地域住民、社会福祉関係者等が相互に協力して地域福祉の推進に努めるよう定めています。福祉サービスを必要とする人たちが地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化に限らずあらゆる分野の活動に参加する機会を得ることができるよう、地域福祉を推進することの重要性が明記されています。

福祉というと高齢者や障がいのある人、子ども等の対象者が、分野ごとに限定して対策が講じられる傾向がありましたが、地域福祉は、地域に住む誰もが福祉の担い手であり受け手となるような仕組みづくりを地域全体で考え、地域の中に存在する課題を共有し、地域全体で解決する仕組みを考えることです。



地域福祉は難しい考え方でなく、かつてどこにでも見られた隣近所とのつきあい、近所の誰かが困ったとき、何かあったときには互いに声を掛け合い助け合う、そういった地域づくりを進めることも地域福祉のひとつの姿です。

近年、社会環境は大きく変わってきています。少子高齢化・人口減少の進行や核家族化とともに、生活困窮、虐待、社会からの孤立、これまでの縦割りの福祉サービスでは対応しきれない制度の狭間といわれる新たな課題(認知症等の介護負担や育児と介護を同時に行う必要がある状況のダブルケア、80代前後の高齢の親が50代前後のひきこもりの子供の生活を支える8050問題等)が顕在化してきています。

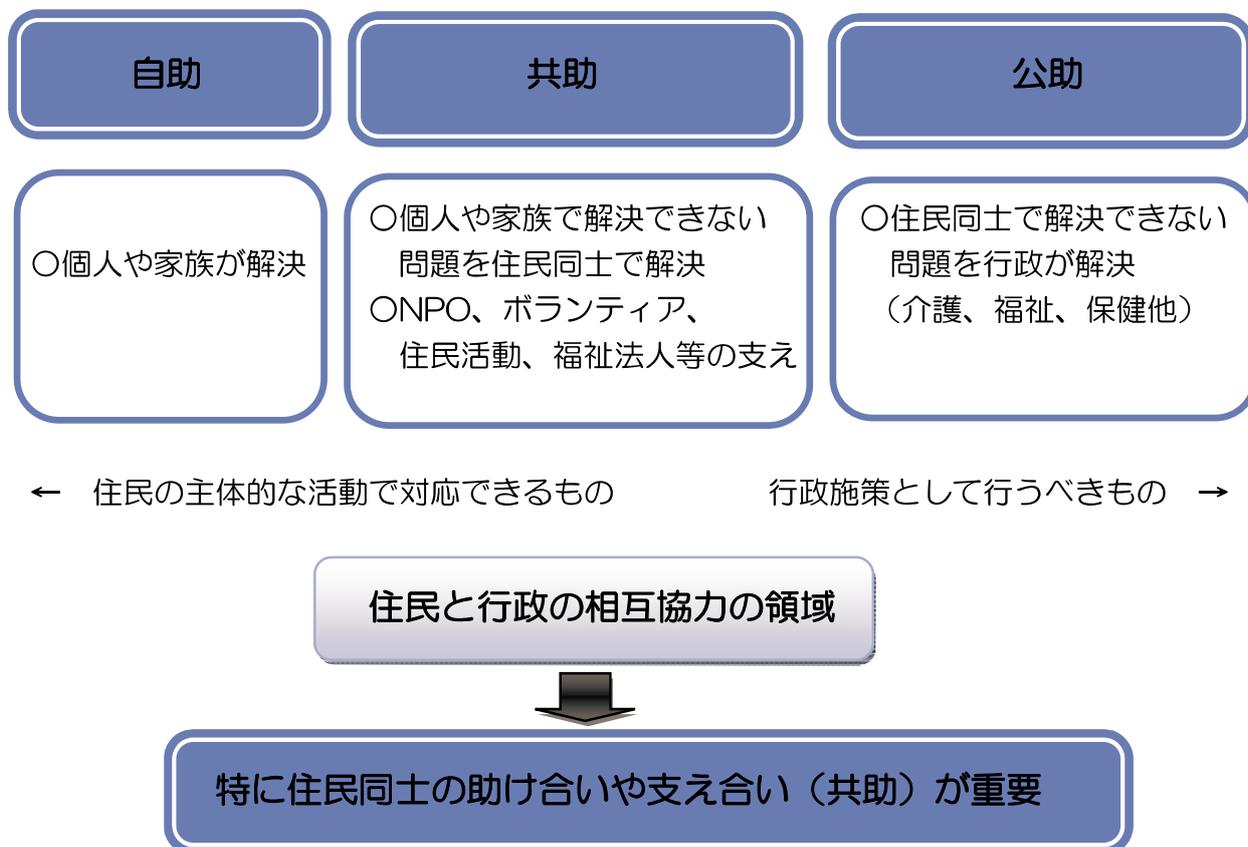
見えにくい問題ではありますが、都市部だけではなく、地方においても少なからず確認されてきている現状です。

誰もが地域の中で安心して生き生きと暮らしていけるようにするためには、他人ごとになりがちな地域づくりを、地域住民一人ひとりが「我が事」として捉えていく仕組みづくりが重要であると考えられます。

このような活動を推進するための体制を整備していくことや、既存の制度だけでは対応しきれない複合化・複雑化した課題に対し、関係機関が協働しながら、縦割りでなく「横断的に」対応する、総合相談支援の体制を築いていく必要があります。

(2)「自助」「共助」「公助」で地域福祉を推進

◆自助・共助・公助のイメージ



地域福祉を進めるためには、公的な制度によるサービス(図の「公助」)を利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みをつくっていくことが重要になってきます。(図の「共助」)。

地域福祉の推進は、個人、地域社会、行政がそれぞれの役割を果たしながら連携・協力していくことによってはじめて可能になります。

何よりも先ず一人ひとりが地域の中で自立することを基本としながら、地域で自立した個人が相互に助け合う社会の構築をめざします。

(3)地域共生社会について

かつては、地域の相互扶助や家族同士の助け合いなど、地域・家庭・職場といった人々の生活の様々な場面において、支え合いの機能が存在しました。

しかし、高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まってきています。暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中、これを再構築することで、人生における様々な困難に直面した場合でも、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。

また、人口減少の波は、多くの地域社会で社会経済の担い手の減少を招き、それを背景に、耕作放棄地や、空き家、商店街の空き店舗など、様々な課題が顕在化しています。地域社会の存続への危機感が生まれる中、人口減少を乗り越えていく上で、社会保障や産業などの領域を超えてつながり、地域社会全体を支えていくことが、これまでも増して重要となっています。

さらに、対象者別・機能別に整備された公的支援についても、昨今、様々な分野の課題が絡み合って複雑化し、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況がみられ、対応が困難なケースが浮き彫りとなっています。

「地域共生社会」とは、このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

2 計画の位置づけ

(1) 地域福祉計画とは

地域福祉計画は、平成12年6月の社会福祉事業法等の改正により、社会福祉法に新たに規定された事項です。

地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、行政内部の関係する部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするものです。

地域福祉計画の策定については、平成30年4月の社会福祉法の一部改正により、任意とされていたものが努力義務とされました。さらに、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられました。また、この改正において、包括的な支援体制を整備することが市町村の努力義務とされたところです。

地域福祉計画は、住み慣れた地域において、分野ごとの縦割りではなく、各々の実情に応じた形で、地域住民、福祉等の関係機関及び行政等が一体となって地域福祉を推進するための仕組みづくりに取り組むための行政計画です。

(2) 当町の現状と計画策定

新冠町では、平成31年3月に、令和元年度から令和5年度を計画期間とする「第1期新冠町地域福祉計画」を策定しました。

東日本大震災以降も全国的には毎年のように局地的な水害等に見舞われています。災害等の悲惨さをまのあたりにし、地域の絆の大切さが再認識され、重視する意識が高まる等、日常からの顔の見える関係づくりが必要となっています。当町においても、いざというときに備え、災害時要援護者対策等を早急に進める必要があります。

令和2年から感染拡大がみられた新型コロナウイルス感染症は、健康上の問題だけではなく、地域経済・社会にも大きな影を落としています。さらに、外出や地域での活動が制限され、従来のさまざまな地域活動が停滞し、社会的な孤立感が高まる等、町民の生活にも大きな影響を及ぼしました。このことは、社会とのつながりや人と会うことの大切さを意識するきっかけにもなりました。

第1期の計画策定以降も、当町においては、人口減少や少子高齢化の更なる進行、高齢者世帯や単身世帯の増加、核家族化など家族構成の変化、地域への帰属意識の低下など地域社会の脆弱化はさらに少しずつ進んでいる現状です。

この間、前述のとおり地域福祉計画の根拠法となる社会福祉法及び関係指針の改正がなされ、地域福祉施策のさらなる深化が求められています。

このたび「第1期新冠町地域福祉計画」の期間満了を迎えるにあたり、地域福祉を取り巻く環境変化に対応するため「第2期新冠町地域福祉計画」を策定し、地域共生社会の実現を目指すものです。

(3) 計画の法的な位置づけ

この計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画として位置付けられます。なお、この計画は対象者を限定するものではなく、新冠町に暮らす全ての町民を対象とした地域の福祉活動を進める計画です。

社会福祉法（一部抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

(1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

(2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

(3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

(4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(5) 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(4) 社会福祉協議会地域福祉実践計画との関係

本計画と社会福祉協議会が策定する、住民の活動や行動のあり方を定めた「新冠町社会福祉協議会地域福祉実践計画」は、町が目指す地域福祉の方向性をお互い共有し、連携を図りながら地域福祉を推進するものです。

地域福祉実践計画は、社会福祉法第109条に「地域福祉の推進を図ること」と規定されている「社会福祉協議会」が中心となり策定する、民間の行動計画です。「町民」「地域で福祉活動を行う者」「社会福祉を目的とする事業を経営する者」等が相互に協力された、地域福祉の推進を目的とする実践的な計画として、具体的な行動と関係機関の役割分担が明示した、民間組織である社会福祉協議会の行動計画として策定しています。

これは、本計画の掲げる「共助」を推進していくこととも密接に関係し、両計画は、役割分担と相互連携による両輪の関係にあります。

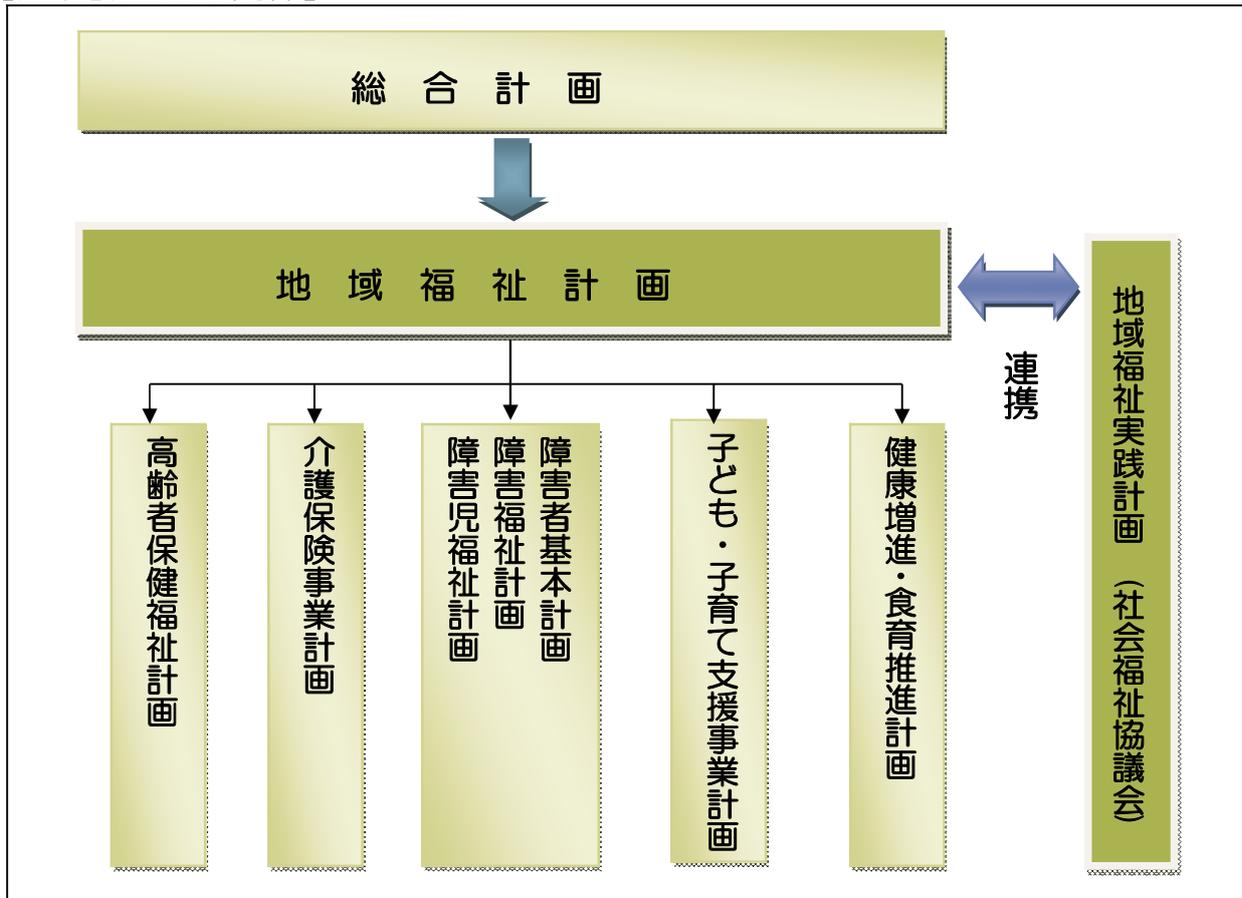
(5) 町の他の個別計画との関係

新冠町における第5次新冠町総合計画を上位計画とし、保健福祉関連部門（高齢者・障がい者・児童）の部門別計画を地域という視点で横断的につなげるとともに、部門別計画の上位計画として、これらを内包するものです。

【保健福祉関連部門別計画】

高 齢 者	・ 高齢者保健福祉計画	・ 介護保険事業計画	
障がい者	・ 障害者基本計画	・ 障害福祉計画	・ 障害児福祉計画
児 童	・ 子ども・子育て支援事業計画		
そ の 他	・ 健康増進・食育推進計画		

【個別計画との関係】



(6) 計画期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

なお、計画期間中においても、国の動向や社会状況の変化や関連計画との調整を考慮し、必要に応じて見直しを行います。

計画名(担当課・係)	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
地域福祉計画(福祉係)	第1期計画期間(R1-R5)期間5年					第2期計画期間(R6-R10)期間5年				
地域福祉実践計画 (社会福祉協議会)	第5期計画(R1-R5)期間5年					第6期計画(R6-R10)期間5年				
新冠町総合計画(企画課)	第5次計画	第6次新冠町総合計画(R2-R11)期間10年								
・障害福祉計画 ・障害児福祉計画(福祉係)	第5期計画 (H30-R2)		第6期計画(R3-R5) 期間3年			第7期計画(R6-R10)計画期間6年				
障害者基本計画(福祉係)	第3次計画(H30-R5)計画期間6年					第4次計画(R6-R11)計画期間6年				
高齢者保健福祉計画 (介護支援係)	第7期計画 (H30-R2)		第8期計画 (R3-R5)			第9期計画 (R6-R8)		第10期計画 (R9-R11)		
介護保健事業計画 (日高中部広域連合)	第7期計画 (H30-R2)		第8期計画 (R3-R5)			第9期計画 (R6-R8)		第10期計画 (R9-R11)		
子ども・子育て支援事業 計画(町民生活課)	第1期 計画	第2期計画(R2-R6)期間5年					第3期計画(R7-R11)期間5年			
健康増進・食育推進計画	第1期計画(R2-R11)期間10年									

3 計画の策定体制

(1) 地域福祉計画及び地域福祉実践計画策定委員会の共同設置

地域福祉計画と地域福祉実践計画の整合性を図り、両計画をより一体的に策定するため、策定委員は両委員会を兼務すると共に、保健福祉課及び社会福祉協議会が事務局となり両委員会を合同設置いたしました。委員は、医療・保健関係者、福祉関係者、各種団体代表者、学識経験者など、10名で構成し、令和5年度において委員会を3回開催し、協議・検討を行いました。

(2) 住民意識アンケート調査の実施（調査結果は巻末資料編参照）

調査対象	16歳以上の町内に居住する500名
調査期間	令和5年8月28日～9月29日
調査方法	調査票の郵送配布・郵送回収
調査目的	地域住民の福祉に対する意識、住んでいる地域の課題、地域活動やボランティア活動への参加状況等を把握し、計画に反映することを目的に実施。
回答数	297名（回答率59.4%）

(3) 計画の策定経過

令和5年度	事項等	内容
7月26日	第1回計画策定推進委員会	・地域福祉計画・地域福祉実践計画概要説明 ・アンケート調査の実施方法について
8月28日～ 9月29日	アンケート調査実施	・16歳以上の500名を対象
12月22日	第2回計画策定推進委員会	・アンケート調査の集計結果報告 ・地域福祉計画・地域福祉実践計画（骨子）協議
1月30日	第3回計画策定推進委員会	・地域福祉計画・地域福祉実践計画（素案）協議
2月1日～ 3月8日	町民意見公募 （パブリックコメント）実施	
3月末	計画書策定・製本	・公表

第2章 新冠町を取り巻く状況

1 新冠町の状況

(1) 人口の推移

本町の人口は年々減少し2023年11月末現在5,158名となっており、2050年の推計値では更に3,728名まで減少、合わせて生産年齢人口（15～64歳）も現在の2,916名から1,717名まで減少する見込みです。

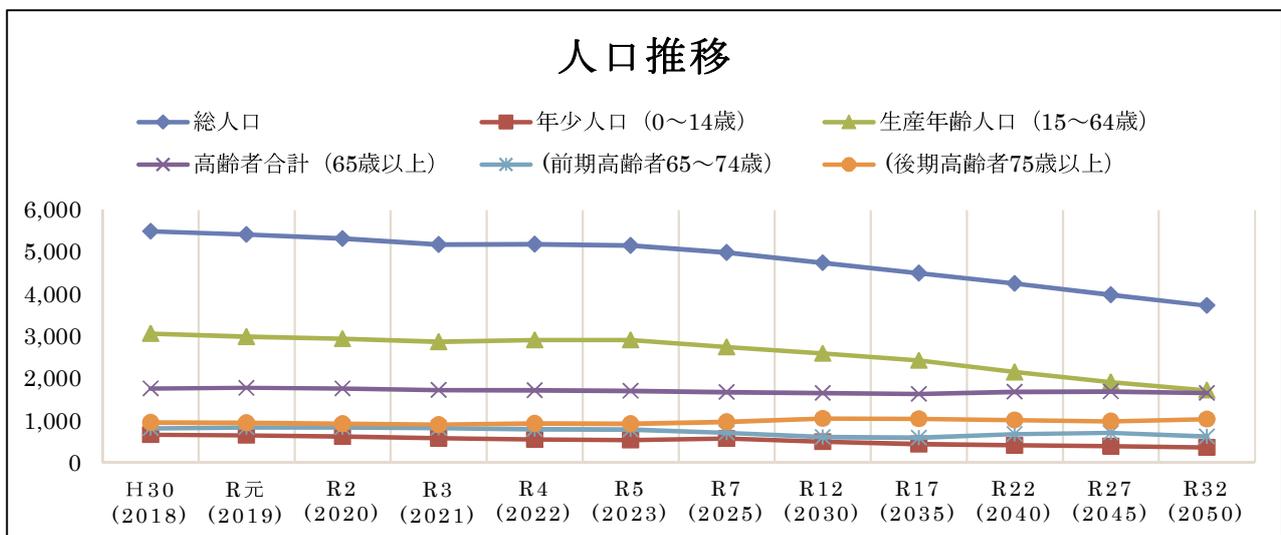
高齢者数はこれまで増加していたものが、2020年より減少に転じ、団塊ジュニア世代が65歳となる令和2036年より一時増加しますが、その後は再び減少に転じ、後期高齢者（75歳以上）も2030年以降は減少する見込みです。しかし、総人口の減少が更に進む為、高齢化率は一貫して増加する見込みであり、2023年の高齢化率が33.1%だったものが、2050年には44.3%まで上昇し、総人口の約半数が高齢者になると推測されます。

また、人口が減少する中、世帯数が増加していることから、一世帯あたりの人数が減少し、単身高齢者世帯、高齢者のみの世帯の増加が推測され、地域の支えを必要とする世帯が増加していくことが見込まれます。

	現況						推計					
	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)
総人口	5,495	5,417	5,325	5,178	5,189	5,158	4,993	4,747	4,500	4,251	3,988	3,728
年少人口(0～14歳)	665	646	619	575	551	533	572	496	440	412	386	358
生産年齢人口(15～64歳)	3,064	2,991	2,946	2,873	2,915	2,916	2,745	2,599	2,428	2,153	1,913	1,717
高齢者合計(65歳以上)	1,766	1,780	1,760	1,730	1,723	1,709	1,676	1,652	1,632	1,686	1,689	1,653
(前期高齢者65～74歳)	816	837	835	824	795	784	707	604	593	676	704	621
(後期高齢者75歳以上)	950	943	925	906	928	925	969	1,048	1,039	1,010	985	1,032
高齢化率	32.1%	32.9%	33.1%	33.4%	33.2%	33.1%	33.6%	34.8%	36.3%	39.7%	42.4%	44.3%
総世帯数	2,743	2,751	2,755	2,738	2,807	2,822						

※1 推計値はR2年度国政調査を基にした国立社会保障・人口問題研究所による推計値(日本の将来推計人口R5年推計)

※2 R4年度までは年度末数値(R5年度は11月末現在)

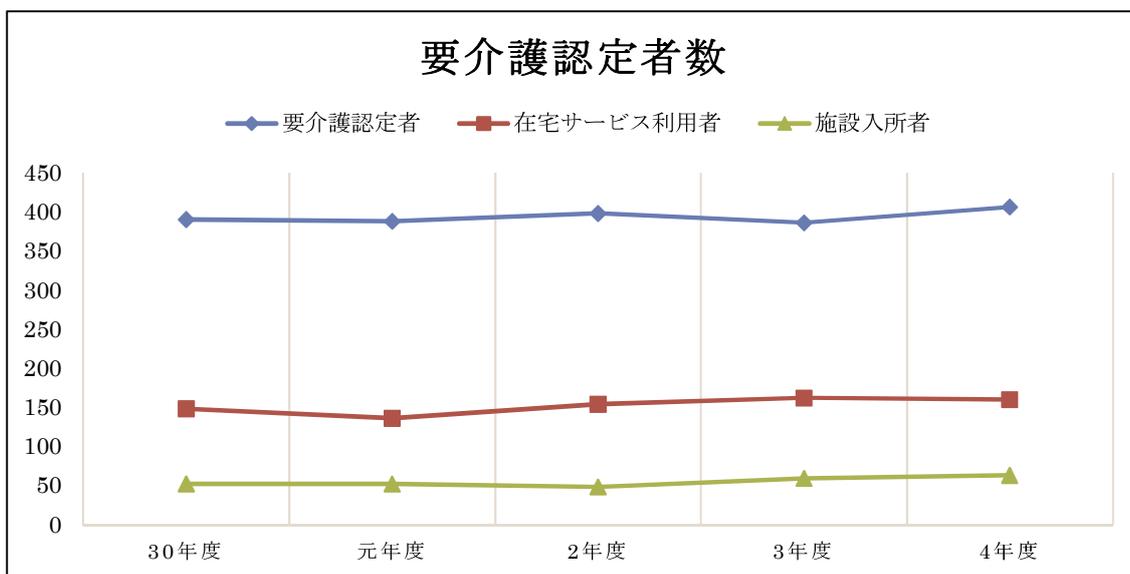


(2) 要介護認定者の推移

1号被保険者（65歳以上）は減少していますが、要介護者数が増えているため、要介護認定率は上昇し、介護保険サービス（施設入所・在宅サービス）利用者も増加傾向にあります。

（各年度末）

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
要支援1	84	86	83	78	81
要支援2	59	55	54	53	55
要介護1	78	76	91	75	77
要介護2	39	47	41	48	57
要介護3	42	40	51	48	55
要介護4	42	41	36	42	40
要介護5	46	43	42	42	41
合計	390	388	398	386	406
1号被保険者数	1,742	1,750	1,738	1,711	1,702
要介護認定率	22.4%	22.2%	22.9%	22.6%	23.9%
在宅サービス利用者	148	136	154	162	160
施設入所者	52	52	48	59	63
介護保険サービス利用者合計	200	188	202	221	223



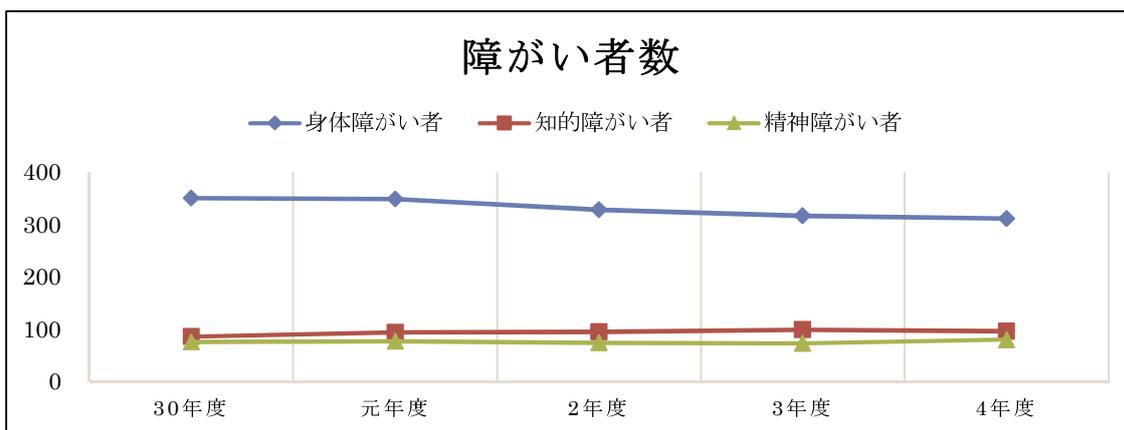
(3) 障がい者の推移

身体障がい者は減少、知的障がい者は横ばい、精神障がい者は増加傾向にあり、特に精神保健福祉手帳を新たに取得される方が増加しています。

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
身体障がい者	351	349	329	317	312
知的障がい者	86	94	95	99	96
精神障がい者	76	77	74	73	80
合計	513	520	498	489	488

※各年3月31日現在

※各障害者手帳所持者(精神は自立支援医療受給者証所持者を含む)

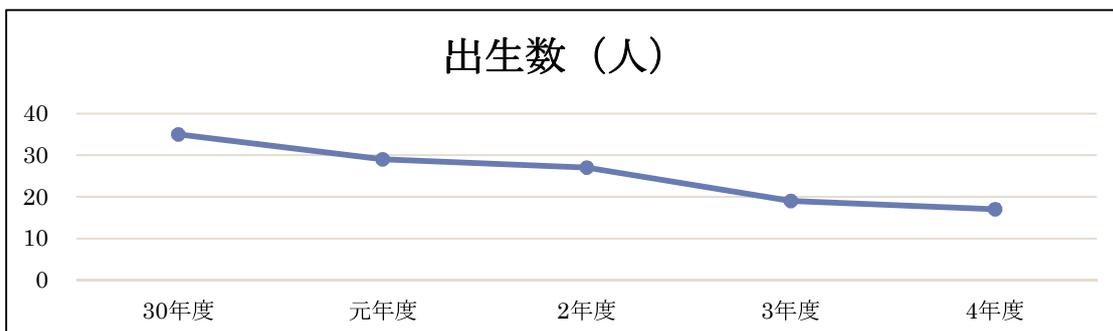


(4) 出生数の推移

本町の出生数は元々減少傾向にあったものが、新型コロナウイルス感染症の影響等により、令和3～4年度は大幅な出生減となりました。感染症の収束と共に出生数も幾分増加すると見込まれますが、元々減少基調にあったことからその傾向は続くものと思われます。

		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
出生数(人)		35	29	27	19	17
合計特殊出生率	新冠町	1.79	1.53	1.29	0.97	1.17
	北海道	1.27	1.24	1.21	1.20	1.12
	国	1.42	1.36	1.34	1.30	1.26

※合計特殊出生率: 15歳～49歳までの女性が一生の間に生む子の平均数



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

家族と地域を見つめ直し、
みんながつながり支え合い、
安心して暮らせる福祉のまちをめざします。

**誰もがつながり、共に支え合い、
安心して暮らせる福祉のまち にいっかぶ**

「新冠町地域福祉計画」では、「誰もがつながり、共に支え合い、安心して暮らせる福祉のまちにいっかぶ」の基本理念のもと、「ふれあいとつながりの機会をつくります」、「支え合いの仕組みをつくります」、「安心して暮らせるまちをつくります」の3つを計画の目標として掲げ、計画を推進してきました。

一方で、本町では少子高齢化は進行を続けている状況であり、高齢者世帯や単身世帯の増加が確実に進んでいます。そのため、地域活動や福祉の担い手不足による地域の弱体化、高齢者の移動手段の確保、複数の複合的な課題を抱えた世帯の増加等、さまざまな地域課題が見受けられます。

また、個人の価値観や生活様式が多様化しており、地域や家族などにおける「つながり」や「支え合う力」が脆弱になることで、課題を抱える人が地域社会から孤立しているという状況があります。

このように、個人や世帯が抱える課題は複雑かつ複合的なものとなっており、これまでの各制度のサービスの提供だけでは解決できない問題も発生しています。

人と人との「つながり」が薄れつつある現在において、高齢者や子ども、障がい者、子育て世帯などの地域で暮らす様々な人々が、相互に人格と個性を尊重しながら生活し、すべての住民が住み慣れた地域で、共に助け合い、支え合うことのできる「地域共生社会」を目指すためには、各分野が連携し、これまで解決できなかった地域生活課題の解決を図る必要があります。

こうした状況から、第2期地域福祉計画においても、これまでの地域福祉分野における取組を踏まえた上で、基本理念は引き継ぎ、さらなる地域福祉の発展と推進を目指して、地域福祉施策を展開していきます。

2 基本目標

基本理念を実現するために、第1期福祉計画と同様、以下の3つの基本目標を設定しました。この基本目標に沿って、各種事業を実行していきます。

基本目標 ① 〈ふれあい〉と〈つながり〉の機会をつくります

地域住民が新冠町に愛着を感じながら、日々の生活を豊かに暮らしていくためには、「みなで支え合う」という心を育み共有していくことが大切です。そのため、地域共生社会の理念をベースとしつつ、福祉に対する心の育成、あいさつ運動や声掛け等を通じたつながりづくり、世代を超えた交流活動の活性化を進めていきます。

基本目標 ② 〈支え合い〉の仕組みをつくります

地域福祉にかかる活動には、地域住民、福祉関係者、行政、教育機関、企業、ボランティア等、様々な主体が参画し、協働しながら社会全体を支えていくことが必要です。しかし、少子高齢化を主たる要因として「支え手」が減少しています。さらに、ボランティアについても参加したいという意向を持ちながらも、もう一步を踏み出せていない人が多いのが現状です。そのため、地域福祉やボランティアに関係する様々な情報を地域内で展開・共有していくことを通じて、すべての主体が地域福祉活動に主体的に参加できるような環境を整えていきます。

基本目標 ③ 〈安心〉して暮らせるまちをつくります

地域住民一人ひとりが健康で豊かに暮らしていけるよう、高齢者、障がい者、子育て世帯等の別なく、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めます。また、孤独・孤立対策、生活困窮者対策、ひきこもり対策、災害時対策といった時世の課題にも対応していきます。

3 施策の体系

基本目標		施策の方向	頁
誰もがつながり 共に支え合う 安心して暮らせる福祉のまち つくかっぴ	1 「ふれあい」と 「つながり」の 機会をつくれます	(1) 地域共生社会の基盤づくり	15
		(2) 福祉の心を育む基盤づくり	15
		(3) 世代を超えた交流活動の場づくり	16
		(4) 地域における福祉活動への参加のきっかけづくり	17
	2 「支え合い」の 仕組みをつくれます	(1) ボランティアを育成する仕組みづくり	19
		(2) 住民主体のサービスの育成と 地域の見守り体制づくり	20
		(3) 社会参加の機会の創出・就労の支援	22
		(4) 地域福祉推進団体を支える体制づくり	22
		(5) 地域福祉を推進する人材の養成	23
		(6) 必要な情報が伝わる仕組みづくり	23
		(7) 気軽に利用できる相談体制の仕組みづくり	24 25
	3 「安心」して 暮らせるまちを つくれます	(1) 多様化する課題への取組み体制づくり	27
		(2) 権利擁護の支援体制づくり	28
		(3) 生活に困窮している人を見守る体制づくり	28
		(4) 災害時における支援体制づくり	29

第4章 基本計画

1 基本目標1

基本目標1 「ふれあい」と「つながり」の機会をつくります

(1) 地域共生社会の基盤づくり

①地域共生社会の理念の周知

(2) 福祉の心を育む基盤づくり

①学校や地域における福祉教育

(3) 世代を超えた交流活動の場づくり

①活動拠点の確保及び利用促進

②福祉施設等を拠点とした交流の促進

(4) 地域における福祉活動への参加のきっかけづくり

①地域活動への参加促進

基本目標1 「ふれあい」と「つながり」の機会をつくります

施策の方向（1）

『地域共生社会の基盤づくり』

①地域共生社会の理念の周知	【取組の主体】
<p>地域福祉や地域コミュニティに関する情報を積極的に発信し、地域福祉に対する住民の関心を深め、地域共生社会の醸成及び地域活動への参加につながるよう周知・啓発に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町（保健福祉課） ・ 社会福祉協議会 ・ 社会福祉法人
<p>取組み内容</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉に関わる講演会の開催や防災訓練などを通じ、町民の自助・互助・共助の意識を高めます。 	

施策の方向（2）

『福祉の心を育む基盤づくり』

①学校や地域における福祉教育	【取組の主体】						
<p>住民一人ひとりが福祉や人権について正しく理解し、困っている人のSOSをしっかりとキャッチすることができるよう、また、自発的に福祉活動に参加する人を育むため、学校教育や地域活動をはじめ、様々な機会を通じて継続的な福祉教育・学習を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町（保健福祉課） （教育委員会） ・ 社会福祉協議会 						
<p>取組み内容</p>							
<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校における総合的な学習の一環としての福祉教育の実施 町内2校の6年生を対象とした高齢者疑似体験及び認知症サポーター養成研修の実施。 ・ 夏休み期間中を活用した小学生への福祉体験事業の実施 高齢者疑似体験及び「ふれあい夕食」の配達を通じた高齢者との交流。 							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">事業等</th> <th style="width: 50%;">令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校の総合的な学習としての福祉教育</td> <td>参加児童43名</td> </tr> <tr> <td>夏休み期間中の小学生を対象とした福祉体験事業</td> <td>参加児童32名 (延べ)</td> </tr> </tbody> </table>		事業等	令和4年度	小学校の総合的な学習としての福祉教育	参加児童43名	夏休み期間中の小学生を対象とした福祉体験事業	参加児童32名 (延べ)
事業等	令和4年度						
小学校の総合的な学習としての福祉教育	参加児童43名						
夏休み期間中の小学生を対象とした福祉体験事業	参加児童32名 (延べ)						

施策の方向（3）

『世代を超えた交流活動の場づくり』

①活動拠点の確保及び利用促進	【取組の主体】				
<p>身近な地域で行う自治会や町内会の活動等、地域住民同士が積極的な交流やふれあいを通じて、お互いに理解を持ち、正しい知識を身につけ、地域交流ができるように努めます。</p> <p>地域コミュニティの促進を図るため、生活館や老人憩の家等、地域にある公共施設等を地域福祉活動の拠点として活用を促進し、住民同士が交流できる場の確保や居場所づくりを進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町（保健福祉課） ・ 自治会 ・ 社会福祉法人 ・ NPO 法人 				
<p>【通いの場（いきいき100歳体操）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 北星町（北星生活館） ・ 中央町（老人憩いの家） ・ 東町（東町生活館） ・ 本町（サポートセンターえましか） ・ 朝日（カフェゆるり） <table border="1" data-bbox="188 898 1078 1010"> <thead> <tr> <th>事業等</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者の通いの場（いきいき100歳体操）</td> <td>5箇所</td> </tr> </tbody> </table>	事業等	令和4年度	高齢者の通いの場（いきいき100歳体操）	5箇所	
事業等	令和4年度				
高齢者の通いの場（いきいき100歳体操）	5箇所				

②福祉施設等を拠点とした交流の促進	【取組の主体】								
<p>平成28年の社会福祉法改正により、社会福祉法人による地域における公益的な取組の実施について明記されました。これにより、福祉施設には地域活動の拠点としての取組みが期待されることから、各施設の特徴を活かした交流活動を支援するため、福祉施設と連携し、地域のニーズに関する情報提供をおこないます。また、社会福祉法人の法人間や地域とのネットワーク強化を推進し、地域における公益的な活動を支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町（保健福祉課） ・ 社会福祉法人 ・ NPO 法人 ・ 福祉事業所等 								
<p>【社会福祉法人等による公益的な活動】</p> <p>新冠ほくと園（笑愛委員会）では、高齢者や障がい者も含めた地域住民が自然な形でふれあう多世代交流を目的に、ふれあい事業を実施。</p> <p>【認知症カフェ】</p> <p>町内3箇所で実施（町の認知症地域支援推進員も支援）</p> <table border="1" data-bbox="140 1818 1125 2047"> <thead> <tr> <th>事業等</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>えましか茶ロン（新冠ほくと園 字本町）月1回</td> <td>延べ参加者71名</td> </tr> <tr> <td>オレンジカフェ（カフェゆるり 字朝日）月1回</td> <td>延べ参加者87名</td> </tr> <tr> <td>ケアラボカフェ （居宅介護支援事業所 ケアラボ 字北星町）月1回</td> <td>延べ参加者29名</td> </tr> </tbody> </table>	事業等	令和4年度	えましか茶ロン（新冠ほくと園 字本町）月1回	延べ参加者71名	オレンジカフェ（カフェゆるり 字朝日）月1回	延べ参加者87名	ケアラボカフェ （居宅介護支援事業所 ケアラボ 字北星町）月1回	延べ参加者29名	
事業等	令和4年度								
えましか茶ロン（新冠ほくと園 字本町）月1回	延べ参加者71名								
オレンジカフェ（カフェゆるり 字朝日）月1回	延べ参加者87名								
ケアラボカフェ （居宅介護支援事業所 ケアラボ 字北星町）月1回	延べ参加者29名								

施策の方向（４）

『地域における福祉活動への参加のきっかけづくり』

①地域活動への参加促進	【取組の主体】
<p>年齢や性別、障がいの有無に関わらず、地域に暮らす誰もが楽しみや生きがいをもって参加できる地域行事・活動を推進します。</p> <p>自治会や福祉団体、ボランティア団体などが主催する様々な活動・行事などの中で、地域組織の活動内容の周知や加入の促進を行い、地域活動を行う担い手の確保と地域の活性化を促進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町 ・ 社会福祉協議会 ・ 自治会 ・ 福祉団体 ・ ボランティア団体
<p>取組み内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域コミュニティ支援事業の実施 <p>活力ある地域づくりを推し進めるため、町内各地域の自治会が地域をあげて取り組むコミュニティ事業等に対し補助金を交付。</p> <p>[対象事業] ・ 生活環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民の健康管理、健康増進 ・ 地域の活性化を目的としたイベント活動 ・ 地域内の文化活動、学習活動 ● 自発的活動支援事業の実施検討 <p>障がい者やその家族、地域住民等による地域における自発的な活動に対し補助金を交付。</p> <p>[対象事業] ・ ピアサポート活動支援 ・ 社会活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア活動支援等 	

基本目標2 「支え合い」の仕組みをつくります

(1) ボランティアを育成する仕組みづくり

- ①ボランティア活動の推進
- ②有償ボランティア制度の創設

(2) 住民主体サービスの育成と地域の見守り体制づくり

- ①生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置運営
- ②総合事業における住民主体の取組
- ③地域の見守り体制・支え合い活動の強化

(3) 社会参加の機会の創出・就労の支援

- ①高齢者や障がいのある人が活躍できる場づくり

(4) 地域福祉推進団体を支える体制づくり

- ①関係団体などの活動支援と連携

(5) 地域福祉を推進する人材の養成

- ①福祉人材を担う人材の確保、育成

(6) 必要な情報が伝わる仕組みづくり

- ①わかりやすい情報提供の促進

(7) 気軽に利用できる相談体制の仕組みづくり

- ①総合的な相談支援体制の充実
- ②相談機関の充実
- ③地域包括ケアシステムの強化

基本目標2 「支え合い」の仕組みをつくります

施策の方向（1）

『ボランティアを育成する仕組みづくり』

①ボランティア活動の推進	【取組の主体】			
<p>社会福祉協議会が運営するボランティアセンターの更なる充実を図り、ボランティアを行いたい人と受けたい人のマッチングなどボランティアのコーディネート機能や、ボランティアの活動拠点、町民活動の相互交流や情報交換の拠点、相談窓口の拠点などとしての機能充実を支援します。</p> <p>また、ボランティアの組織化や新たな活動の場の拡大など、総合的なコーディネートを行えるよう、社会福祉協議会との連携を図って行きます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町（保健福祉課） ・社会福祉協議会 			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">事業等</th> <th style="width: 50%;">令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉協議会登録のボランティア団体 (ボランティアグループあゆみ)</td> <td style="text-align: center;">1団体 会員数17名</td> </tr> </tbody> </table>		事業等	令和4年度	社会福祉協議会登録のボランティア団体 (ボランティアグループあゆみ)
事業等	令和4年度			
社会福祉協議会登録のボランティア団体 (ボランティアグループあゆみ)	1団体 会員数17名			

②有償ボランティア制度の創設	【取組の主体】
<p>地域住民の助け合い活動を進めるためには、有償ボランティア制度の創設が望ましいため、社会福祉協議会と連携し制度創設について検討していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町（保健福祉課） ・社会福祉協議会

施策の方向（２）

『住民主体サービスの育成と地域の見守り体制づくり』

①生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置運営	【取組の主体】				
<p>町より生活支援体制整備事業を受託している社会福祉協議会では、生活支援コーディネーターを配置することで、地域における困りごとや生活課題を受け止め、多様な主体による支援の組み合わせをコーディネートする役割を担います。</p> <p>また、生活支援の担い手となるボランティア等の養成・発掘や地域資源の開発、地域づくりの関係者とのネットワーク化を推進します。</p> <p>町は協議体を設置し、個別ケースから地域の福祉課題を抽出し、解決に向けた方策を検討します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町（保健福祉課） ・社会福祉協議会 				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">事業等</th> <th style="width: 50%;">令和４年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協議体による情報交換の場の開催回数</td> <td style="text-align: center;">〇回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和４年度は新型コロナウイルス感染症の影響により実績なし</p>	事業等	令和４年度	協議体による情報交換の場の開催回数	〇回	
事業等	令和４年度				
協議体による情報交換の場の開催回数	〇回				

②総合事業における住民主体の取組	【取組の主体】
<p>住民活動を活性化するための支援として、介護保険制度における地域支援事業があることから、介護保険の要支援者および基本チェックリスト該当者を対象とした生活支援サービスや介護予防サービスについて地域住民主体のサービスの創出について検討します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町（保健福祉課）
<p>取組み内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防日常生活支援事業における住民主体の通いの場の設置検討（通所型サービスB） 	

③地域の見守り体制・支え合い活動の強化	【取組の主体】																		
<p>地域における見守り活動として、自治会や民生委員児童委員などとの連携・協力により、認知症高齢者や児童及び虐待に対する見守り体制を構築し、関係者による見守り、声かけを実施するほか、個別に見守りが必要な人への定期的な訪問活動を実施します。</p> <p>また、個人の見守り隊員の登録や民間事業者との協定締結により、配達などの業務を通じて異変に気付いた時の連絡体制を構築し、地域全体での見守りや支え合い活動を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町（保健福祉課） ・社会福祉協議会 ・自治会 ・民生児童委員 ・見守り隊員 ・見回り事業所 																		
<p>取組み内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生児童委員による訪問活動 ・地域見守り見回り活動事業 ・認知症サポーター養成研修 ・ふれあい夕食事業や高齢者等買物支援事業による高齢者等の安否確認 ・夏季休暇中の小学生による「ふれあい夕食」配達体験を通じた高齢者の見守り活動 <table border="1" data-bbox="140 902 1015 1236"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="140 902 815 947">事業等</th> <th data-bbox="815 902 1015 947">令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="140 947 576 992">地域見守り</td> <td data-bbox="576 947 815 992">見守り隊員数</td> <td data-bbox="815 947 1015 992">102名</td> </tr> <tr> <td data-bbox="140 992 576 1048">見回り活動事業</td> <td data-bbox="576 992 815 1048">見回り事業所数</td> <td data-bbox="815 992 1015 1048">25事業所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="140 1048 576 1104">認知症サポーター</td> <td data-bbox="576 1048 815 1104">開催回数</td> <td data-bbox="815 1048 1015 1104">3回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="140 1104 576 1160">養成研修</td> <td data-bbox="576 1104 815 1160">受講者数</td> <td data-bbox="815 1104 1015 1160">113名</td> </tr> <tr> <td data-bbox="140 1160 576 1236">夏季休暇中の小学生による「ふれあい」夕食配達体験事業</td> <td data-bbox="576 1160 815 1236">参加児童数</td> <td data-bbox="815 1160 1015 1236">延べ32名</td> </tr> </tbody> </table>	事業等		令和4年度	地域見守り	見守り隊員数	102名	見回り活動事業	見回り事業所数	25事業所	認知症サポーター	開催回数	3回	養成研修	受講者数	113名	夏季休暇中の小学生による「ふれあい」夕食配達体験事業	参加児童数	延べ32名	
事業等		令和4年度																	
地域見守り	見守り隊員数	102名																	
見回り活動事業	見回り事業所数	25事業所																	
認知症サポーター	開催回数	3回																	
養成研修	受講者数	113名																	
夏季休暇中の小学生による「ふれあい」夕食配達体験事業	参加児童数	延べ32名																	

施策の方向（3）

『社会参加の機会の創出・就労の支援』

①高齢者や障がいのある人が活躍できる場づくり	【取組の主体】								
<p>地域共生社会の実現のためには、高齢者や障がい者を含めた、すべての町民が同じ状況の中で地域共生社会を構築するための役割を担いながら、相互に支え合っていく必要があります。しかし、一方で年齢や障がいによる一定の制限により、役割を担えない状況も見受けられます。</p> <p>これからの社会の中では、社会参画を妨げている障壁をできる限りなくす努力をし、すべての町民が生きがいをもって生活できる土壌を整えていく必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町（保健福祉課） ・高齢者事業団 ・社会福祉法人 ・職親会 								
<p>取組み内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農福連携の推進 ・新冠町高齢者事業団への訪問開拓員派遣 ・日高中部障がい者職親会への補助金交付 ・就労的活動支援コーディネーターの配置検討 ・障がい者就労施設等からの物品等の優先調達の推進 <table border="1" data-bbox="188 1025 1078 1245" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">事業等</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者事業団会員数</td> <td>30名</td> </tr> <tr> <td>日高中部障がい者職親会会員数</td> <td>72事業所</td> </tr> <tr> <td>新冠町役場における物品等の優先調達実績</td> <td>1,652千円</td> </tr> </tbody> </table>	事業等	令和4年度	高齢者事業団会員数	30名	日高中部障がい者職親会会員数	72事業所	新冠町役場における物品等の優先調達実績	1,652千円	
事業等	令和4年度								
高齢者事業団会員数	30名								
日高中部障がい者職親会会員数	72事業所								
新冠町役場における物品等の優先調達実績	1,652千円								

施策の方向（4）

『地域福祉推進団体を支える体制づくり』

①関係団体などの活動支援と連携	【取組の主体】
<p>地域福祉に関連する各種団体（老人クラブ・身体障害者福祉協会・子ども会等）やボランティア団体、NPO団体等の加入促進や支援を行い、自主的な運営や活動の活性化、地域福祉活動を主導的に進めるリーダー的人材の育成と確保ができるよう支援します。</p> <p>また、複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進（民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援）や社会福祉法人による「地域における公益的な取り組み」の推進に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町（保健福祉課） ・社会福祉協議会 ・社会福祉法人 ・老人クラブ ・身体障害者福祉協会 ・子ども会 ・ボランティア団体 ・NPO 団体
<p>取組み内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブ連合会、身体障害者福祉協会、子ども会育成連絡協議会への運営補助金交付 	

施策の方向（5）

『地域福祉を推進する人材の養成』

①福祉人材を担う人材の確保、育成	【取組の主体】								
<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアに関する知識を深め、体験し、継続的に活動できるよう、住民に参加のきっかけを提供し、ボランティア人材の育成を進めます。 ・住民主体のボランティア活動や地域活動が各地域で立ち上がり、根づくよう、中心となって活動を推進するリーダーの育成や活動支援を行います。 ・関係機関と連携し、福祉の現場を支える専門的人材の養成・確保に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町（保健福祉課） （総務課） ・社会福祉協議会 								
取組み内容									
<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員初任者研修及び実務者研修助成事業の実施 ・介護職員初任者研修会の実施検討 ・医療職及び福祉職養成修学資金貸付事業 									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業等</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護職員初任者研修助成事業対象者</td> <td>0名</td> </tr> <tr> <td>介護職員実務者研修助成事業対象者</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>医療職及び福祉職養成修学資金貸付事業</td> <td>0名</td> </tr> </tbody> </table>		事業等	令和4年度	介護職員初任者研修助成事業対象者	0名	介護職員実務者研修助成事業対象者	4名	医療職及び福祉職養成修学資金貸付事業	0名
事業等	令和4年度								
介護職員初任者研修助成事業対象者	0名								
介護職員実務者研修助成事業対象者	4名								
医療職及び福祉職養成修学資金貸付事業	0名								

施策の方向（6）

『必要な情報が伝わる仕組みづくり』

①わかりやすい情報提供	【取組の主体】
<p>必要な人に必要な情報が届くよう、情報の受け手である住民や地域団体・組織の視点に立ち、情報媒体の充実や新たな情報提供・情報発信の仕組みづくり等を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町（保健福祉課） ・社会福祉協議会
取組み内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・町広報誌やホームページ、町政委託事務文書等による分かりやすい情報提供 ・独居高齢者等に対しては、人を介した伝達が有効であるため、町、自治会組織や民生委員等、関係団体や人を通じた情報提供の実施 	

施策の方向（7）

『気軽に利用できる相談体制の仕組みづくり』

<p>①総合的な相談支援体制の充実</p> <p>国は、地域共生社会の実現に向けて、多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築や、福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備等が重要であるとしています。</p> <p>このため、問題がより複雑化・複合化しないよう、気がかりな人の早期把握と支援のほか、課題解決のため、相談体制の見直しや関係機関との連携の強化を図り、総合的な相談支援体制の確立を図ります。</p> <p>また、地域住民が身近な相談窓口気軽に相談できるよう、窓口の役割や機能について周知するとともに、専門的な知識が必要となる相談にも対応するため、相談機関のネットワークを構築し相互の情報交換や連携を図り適切な相談支援活動に当たります。</p>	<p>【取組の主体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町（保健福祉課） （町民生活課） ・社会福祉協議会
<p>取組み内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の周知 ・重層的支援体制整備事業の実施検討 <p>※重層的支援体制整備事業とは、市町村における既存の相談支援等の取組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設するもので市町村の任意事業となっています。</p>	
<p>②相談機関の充実</p> <p>イ 地域包括支援センターの充実</p> <p>高齢者の介護や生活の課題などの相談に応じて、権利擁護や介護ケアマネジメント等に繋ぎ、高齢者がいつまでも安心して在宅生活を送られるように、包括的支援業務を地域において一体的に実施。</p> <p>在宅介護を継続するための体制整備として、在宅医療・介護連携、生活支援体制整備、地域ケア会議、認知症施策を推進します。</p> <p>ロ 障がい者基幹相談支援センターの充実</p> <p>障がい者の福祉ニーズの把握や関係機関とのネットワーク構築のため自立支援協議会を活用すると共に、障害者相談支援事業の体制強化を図り、相談支援事業所や障害者相談員と連携し障がい者が気軽に相談できるよう相談機能の充実に努めます。</p> <p>また、障害者虐待の早期発見のため障害者虐待防止センター機能を担うと共に権利擁護及び相談支援の機能充実のため、令和5年4月より基幹相談支援センターを保健福祉課に設置し対応しています。</p>	<p>【取組の主体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町（保健福祉課） （町民生活課） （管理課）

<p>ハ 子ども相談窓口の充実</p> <p>保健福祉課、認定こども園ド・レ・ミ（子育て支援センター）新冠町子ども発達支援センターあおぞら、学校が連携し、初期相談対応、必要な保育サービス、専門的な療育機関等への適切なつなぎを行います。</p> <p>児童虐待の早期発見に努め、要保護児童対策協議会の充実を図り、関係機関との迅速かつ適切な連携に努めます。</p> <p>令和4年4月より妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を確保する機能を持つ「子育て世代包括支援センター」を保健福祉課に設置すると共に、今後は母子保健と児童福祉の一体的な提供を行う「こども家庭センター」の設置を検討します。</p>	
--	--

<p>③地域包括ケアシステムの強化</p>	<p>【取組の主体】</p>
<p>高齢者や障がいのある人や子どものいる家庭が、個々の状況や生活環境に適したサービスを利用することができるよう、多職種が連携し、保健・福祉・医療等のサービスを包括的・継続的に提供できる体制づくりを推進します。</p> <p>また、ボランティア団体等、福祉活動を行う団体との連携も強化し、地域全体で高齢者や障がいのある人や子どものいる家庭等の支援を必要とする人を支援できる地域ネットワークの構築を図ります。</p>	<p>・町（保健福祉課） ・社会福祉協議会</p>
<p>取組み内容</p> <p>地域包括支援センターで実施している高齢者への適切な支援体制を検討する「地域ケア会議」の開催。また、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築を目指し「障害者地域自立支援協議会」を活用した体制整備を進めます。</p>	

基本目標3 「安心」して暮らせるまちをつくります

(1) 多様化する課題への取組み体制づくり

- ①孤独・孤立を防ぐ仕組みづくりの推進
- ②ひきこもりにかかる現状把握と実態に即した対策の検討

(2) 権利擁護の支援体制づくり

- ①成年後見制度等の利用促進

(3) 生活に困窮している人を見守る体制づくり

- ①生活困窮者等の自立支援の推進

(4) 災害時における支援体制づくり

- ①災害時要配慮者支援の強化
- ②地域の避難所の確保

基本目標3 「安心」して暮らせるまちをつくります

施策の方向（1）

『多様化する課題への取組み体制づくり』

①孤独・孤立を防ぐ仕組みづくりの推進	【取組の主体】
<p>孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において誰にでも生じ得る可能性があり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であるとされ、国においては「孤独・孤立対策推進法」が令和6年4月1日より施行されます。</p> <p>これを踏まえ、当町においても民生委員児童委員や自治会、福祉団体などと連携を図り、潜在的な課題に対しての相談支援の強化を図ると共に、地域の中で困っている人にいち早く気づき、問題解決に向けた支援を進める等、地域での孤独・孤立を防ぐ仕組みづくりに努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町（保健福祉課） ・教育委員会 ・社会福祉協議会 ・自治会 ・民生児童委員 ・福祉団体
<p>取組み内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・孤独・孤立対策の推進体制の整備 相談支援の推進、地域協議会の設置検討 ・ケアラー・ヤングケアラーの支援体制整備 ヤングケアラーにかかる情報を早期に把握し、適切な支援につなげていくため、学校、福祉で発見に努める等、関係機関との連携ネットワークの構築。 ・自殺対策 (新冠町自殺対策計画の策定(H31年3月)) (健康通信による自殺予防やメンタルヘルスについての町民への広報・啓発活動の実施) 	

②ひきこもりにかかる現状把握と実態に即した対策の検討	【取組の主体】
<p>ひきこもりの背景には複合的な課題があり、複雑化、長期化する事例が多く、継続的な支援が求められることから、相談支援体制の充実を図るため、研修会等の受講により支援者の資質向上に向け取組みます。</p> <p>ひきこもりの現状把握に努め、自立相談支援機関（相談室かける）と連携しながら対応していくとともに、より専門性の高い相談については、北海道より委託を受けている「北海道ひきこもり成年相談センター」にも協力を得ながら対応していきます</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町（保健福祉課） ・社会福祉協議会 ・自立相談支援機関
<p>取組み内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり相談窓口の明確化・周知 ・支援対象者の実態やニーズの把握 ・ひきこもりサポーターの養成（道事業） ・新冠町地域活動支援センターによる居場所づくり 	

施策の方向（2）

『権利擁護の支援体制づくり』

①成年後見制度等の利用促進	【取組の主体】
<p>認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人等の判断能力が不十分な方については、成年後見制度の活用や日常生活自立支援事業の利用により、福祉サービスの利用援助を行い、サービスを利用する権利を擁護するとともに、日常生活における支援を行い、安心して自立した生活を送れるように支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町（保健福祉課） ・ 社会福祉協議会
<p>取組み内容</p> <p>【新冠町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度利用支援事業の実施 ・ 成年後見制度法人後見支援事業の実施検討 <p>【社会福祉協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人後見の実施 ・ 日常生活自立支援事業の実施 	

施策の方向（3）

『生活に困窮している人を見守る体制づくり』

①生活困窮者等の自立支援の推進	【取組の主体】										
<p>複合的な問題を抱えた生活困窮者への相談支援による包括的な支援とともに、生活困窮者の早期把握や見守りのための地域づくりを推進します。併せて、生活困窮者からの相談や支援を行う関係機関との連絡調整を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町（町民生活課） （保健福祉課） ・ 自立相談支援機関 ・ 社会福祉協議会 										
<p>取組み内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自立相談支援事業（生活困窮相談）を北海道より受託している「相談室かける」の周知及び関係機関との連携により、生活困窮者の早期発見に努め、生活保護に至る前の支援を促進します。 ・ 社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度及び法外援護資金貸付事業との連携を図ります。 <table border="1" data-bbox="180 1738 1086 2000" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">事業等</th> <th style="width: 50%;">令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活困窮者自立支援事業相談者</td> <td>3名</td> </tr> <tr> <td>生活福祉資金の貸付</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>法外援護資金の貸付</td> <td>9名</td> </tr> <tr> <td>生活保護世帯数（実人数）</td> <td>101世帯（141名）</td> </tr> </tbody> </table>		事業等	令和4年度	生活困窮者自立支援事業相談者	3名	生活福祉資金の貸付	1名	法外援護資金の貸付	9名	生活保護世帯数（実人数）	101世帯（141名）
事業等	令和4年度										
生活困窮者自立支援事業相談者	3名										
生活福祉資金の貸付	1名										
法外援護資金の貸付	9名										
生活保護世帯数（実人数）	101世帯（141名）										

施策の方向（４）

『災害時における支援体制づくり』

①災害時要配慮者支援の強化	【取組の主体】								
<p>地域において、災害等の緊急時にどれくらい避難行動に支援が必要な人がいるのかを把握するため、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、優先度の高い要支援者については個別避難計画の作成を進めます。</p> <p>また、緊急通報装置の貸与等による災害時等の連絡手段の確保に努めるとともに、自治会（自主防災組織）や他の関係機関とも協力し災害時要援護者の避難支援の体制整備及び情報共有を図っていきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町（総務課） （保健福祉課） ・ 社会福祉協議会 ・ 自治会 ・ 民生児童委員 								
取組み内容									
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時保健活動マニュアルの策定 ・ 防災計画の見直し 									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">事業等</th> <th style="width: 50%;">令和４年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難行動要支援者名簿登録者</td> <td>149名</td> </tr> <tr> <td>防災避難訓練の実施</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>緊急通報システム設置台数</td> <td>109台</td> </tr> </tbody> </table>		事業等	令和４年度	避難行動要支援者名簿登録者	149名	防災避難訓練の実施	1回	緊急通報システム設置台数	109台
事業等	令和４年度								
避難行動要支援者名簿登録者	149名								
防災避難訓練の実施	1回								
緊急通報システム設置台数	109台								

②避難所の確保及び災害ボランティアセンターの体制整備	【取組の主体】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者や障がいのある人や子どものいる家庭等をはじめとした避難者が避難所生活を送る際、その負担が少しでも軽減されるよう、避難所となる公共施設の機能の充実を図ります。また、高齢者や障がいのある人や子どものいる家庭等がバリアフリー、プライバシー等の観点で安心して利用できるよう、要配慮者の特性に配慮した避難所環境の充実を図ります。 ・ 町と社会福祉協議会が連携し、災害ボランティアセンターを円滑に設置・運営できるよう体制づくりを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町（総務課） （保健福祉課） ・ 社会福祉協議会
取組み内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害ボランティアセンターの設置運営に関する協定の締結 	

第5章 計画の推進に向けて

(1) 協働による計画の推進

地域福祉の推進は、地域住民、各種団体、社会福祉協議会をはじめとする事業者、行政の協働によって実現します。本計画は、地域福祉を推進するうえでの取組の主体について明記していますが、地域住民、各種団体、社会福祉協議会、行政がそれぞれの役割を担いながら、協働の視点に立って、推進していくことが必要です。

(2) 社会福祉協議会との連携による事業の推進

社会福祉協議会は、地域福祉計画の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を担う中心的な団体として明確に位置づけられています。そのため、行政と協働して地域福祉計画の推進役を担うとともに、その推進において地域住民や各種団体、行政との調整役として大きな役割を担うことが期待されます。

行政と社会福祉協議会とが連携しながら、本計画に基づく各事業を推進していく体制を実現します。

(3) 計画の公表

町のホームページ等を通じて本計画を公表し、町全体で目指す地域福祉推進の方向性について幅広く周知します。

(4) 計画の検証など

本計画を推進するため、定期的に「新冠町地域福祉計画策定推進委員会」を開催し、計画の実施状況について報告し、検証を行います。

状況の変化により、見直しを図るべき施策・事業がないかなどについて、評価を行い、今後の施策に生かすために、PDCAサイクルを確立していきます。

※PDCAサイクルとは、Plan（計画）→ Do（実行）

→Check（評価）→ Action（改善）を繰り返すことによる改善手法です

資料編

- 1 住民意識アンケート集計結果 (P1～P19)
- 2 新冠町地域福祉計画策定推進委員会委員名簿 (P20)
- 3 新冠町地域福祉計画策定推進委員会設置条例 (P21)

住民意識アンケート集計結果

（状況・分析・考察）

1 調査の目的

策定にあたり、地域住民の福祉に対するニーズや理解度、関心度、福祉観等を把握することによって、現在の社会福祉活動をより一層地域に根ざし、住民参加を考慮した地域福祉計画（実践計画）づくりのための調査。

- (1)調査名 地域福祉計画・地域福祉実践計画策定のための住民アンケート
- (2)調査期間 令和5年8月28日（月）～9月29日（金）
- (3)調査対象者数 満16歳以上の新冠町に居住している500名
- (4)調査項目 28項目
- (5)回収数・率 297名 59.4%

年齢層	発送数	回答数	回答率	年齢層	発送数	回答数	回答率
16～19	20名	6	2%	60～69	85名	52	18%
20～29	42名	13	5%	70～79	86名	139	47%
30～39	54名	24	8%	80～89	76名		
40～49	67名	30	10%	90～99	15名		
50～59	55名	32	10%	100以上	0名		

参考 年齢層別アンケート発送数、回答数、割合

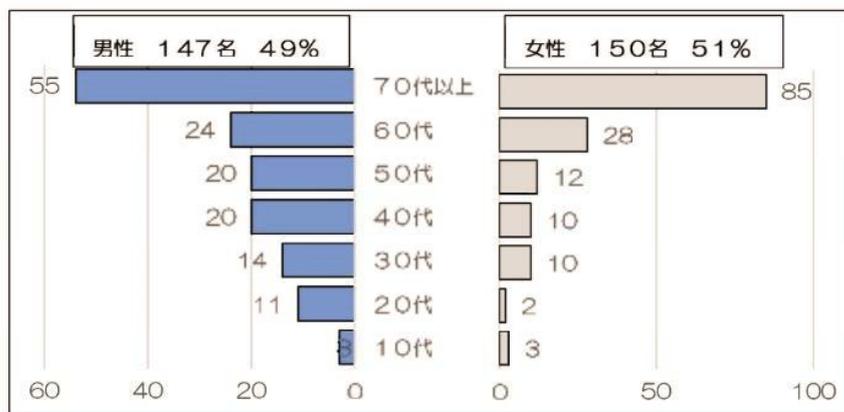
2 調査結果の状況、分析、考察

問1 あなたの性別はどちらですか。

問2 あなたの年齢は何歳ですか。

問3 あなたのご職業は何ですか。

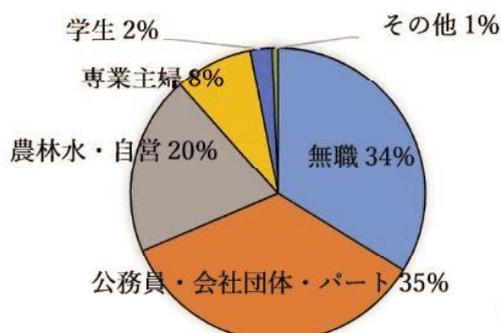
問4 あなたの住んでいる地区はどこですか。



回答者別居住地区

地 域	数	男性	女性
市街地・節婦	195	90	108
新冠 沢	64	38	26
西新冠 沢	34	18	16
合 計	293	146	147

（※ 住所未回答あり）



【 結果分析説明 】

回答者の基本情報については、前回（5年前）とほぼ同じ結果となっています。

年齢別回答数は発送数があるまま反映した結果です。

居住地別集計は、前回、西新冠沢が極端に少なかったのですが、今回は増えた結果となり、実際の居住者数比率に近い結果となっています。

問5 あなたが、現在同居されている家族構成は次のどれですか。(〇は1つだけ)
 1 単身世帯(1人) 2 夫婦のみ(1世代世帯) 3 親と子(2世代世帯)
 4 祖父母と親と子(3世代世帯) 5 その他

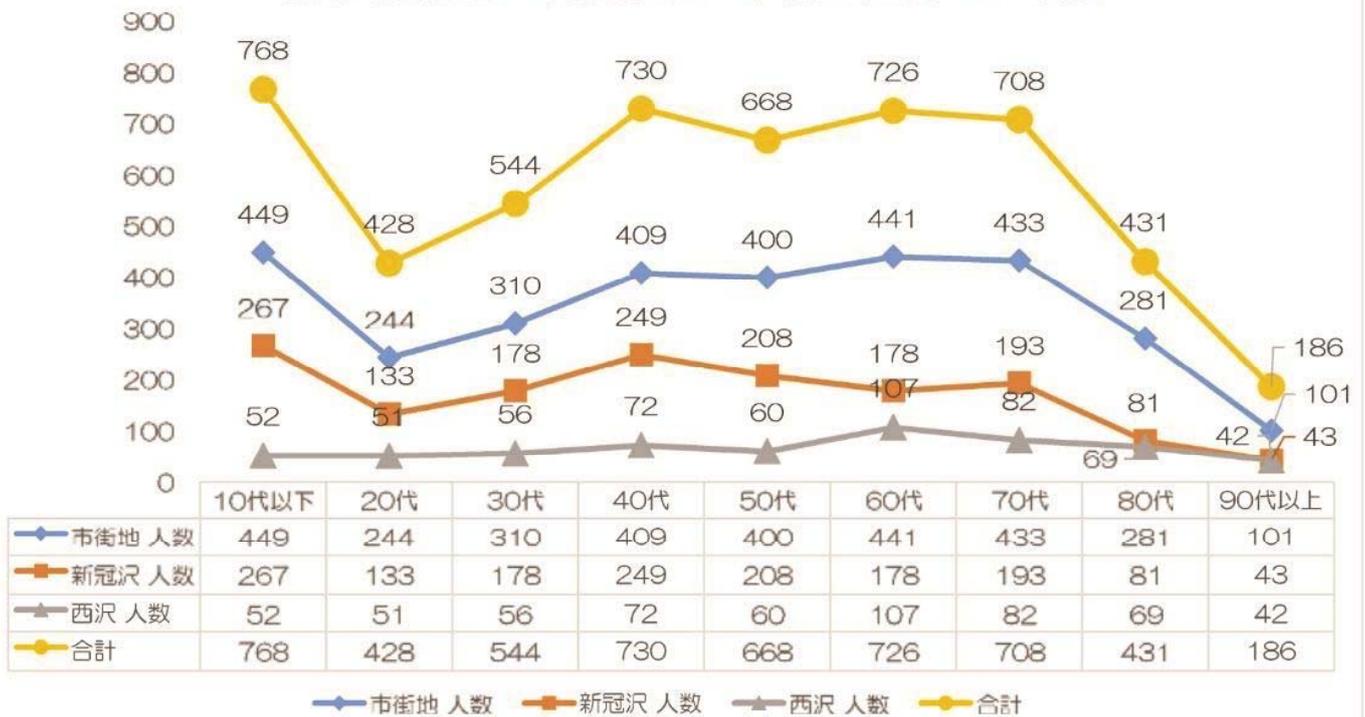
問6 あなたは、新冠町に住んで何年になりますか。(〇は1つだけ)
 1 1年未満 2 1~10年未満 3 10~20年未満 4 20~30年未満
 5 30年以上

問7 あなたのお住まいは次のどれですか。(〇は1つだけ)
 1 一戸建て持ち家 2 一戸建て借家 3 賃貸マンション・アパート
 4 公営住宅 5 下宿・寮 6 その他

【 結果分析説明 】

家族構成については、夫婦世帯 34%、親子 34%、単身 24%、3世代 5%、他 3%
 (前回 37%、 33% 21% 5% 4%)
 居住年数は前回と同じく 30 年以上が 62% となっています。
 住まいについても持ち家率が高い状況です。持ち家 72% 前回 75%

新冠町居住地・年齢別人口 令和5年3月31日現在

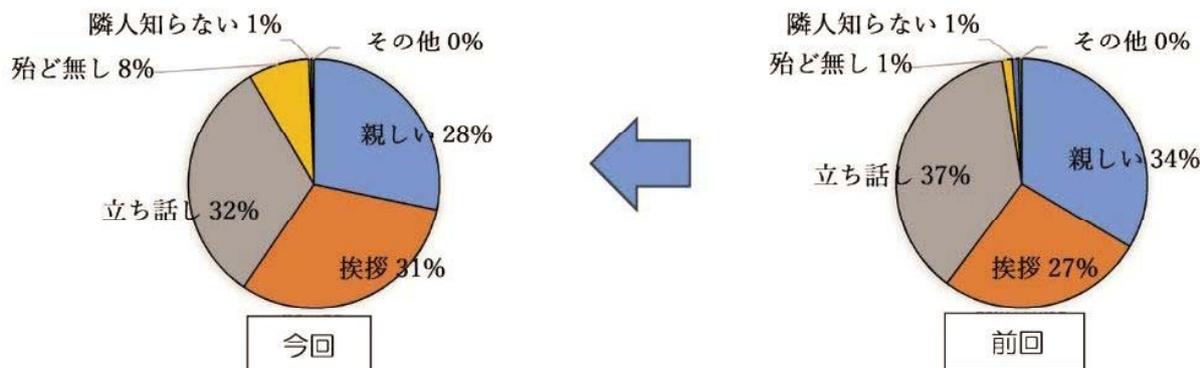


【 補足 】

市街地・・・本町～東町＋節婦町
 新冠沢・・・泊津～岩清水
 西新冠沢・・・大狩部～里平
 総人口合計・・・5,189名(男性2,588名 女性2,601名)
 ※ 新冠町行政区別・年齢別人口調べより

問8 あなたは、ふだん近所の方とどの程度のおつきあいをしていますか。(〇は1つだけ)

- 1 家を行き来するなど親しくつきあっている
- 2 あいさつをする程度
- 3 顔が会えば立ち話をする程度
- 4 ほとんどつきあいはない
- 5 隣近所にどんな人が住んでいるかわからない
- 6 その他



【 結果分析説明 】

近所づきあいは、都会と違い「親しくつきあっている」、「あいさつ」、「立ち話」という方が圧倒的に多いが、前回と比較し「殆ど無し」部分について回答年齢を比較した場合、前は30～50代は3名だったが、今回は全世代で1～5名の計23名が回答しています。性別では男性が女性の2倍となっています。

問9 あなたのお住いの地域で、「気になること(不安や不満)」はありますか。(〇は1つだけ)

- 1 ない
- 2 ある(⇒問10にお進みください)

(問9で「2 ある」と答えた方におたずねします。)

問10 気になること(不安や不満)は、だれに相談しますか。(〇は該当する番号すべて)

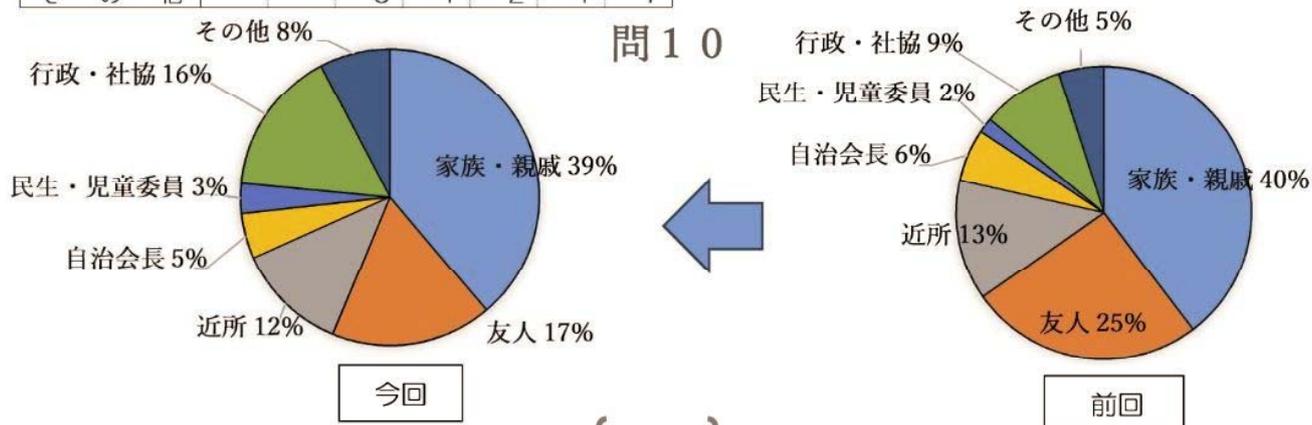
- 1 家族・親戚
- 2 友人
- 3 隣近所の人
- 4 自治会長
- 5 民生委員児童委員
- 6 行政・社協職員
- 7 その他

人数	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代~
家族・親戚		2	7	5	9	12	36
友人		1	5	3	2	5	16
隣近所			2	2	3	6	10
自治会長					1	4	4
民生・児童委員						1	5
行政・社協			3	3	4	5	14
その他			3	1	2	1	7

【 結果分析説明 】

地域で「気になること」や「その相談先」については、気になることが「ある」と答えた方が約33%で、前回29%より微増となっています。

相談先については、友人が減少し行政・社協が増加しておりコロナ自粛が関係していると思われます。

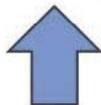


◆ 災害時の対応についておたずねします。

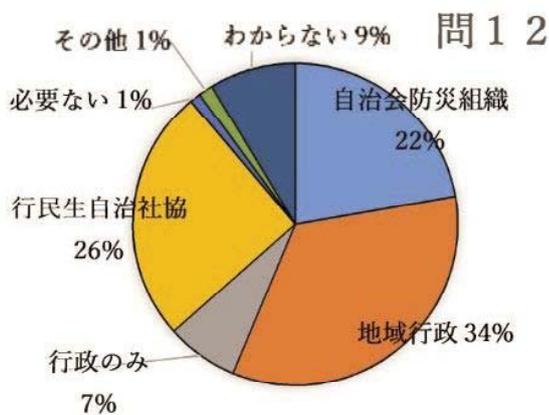
問11 大雨、地震など災害が発生した時、あなたはどのように避難しますか。(○は1つだけ)
 1 自分1人で避難できる 2 同居家族や近所の人などの介助があれば避難できる
 3 避難できない(→その理由をお書きください)

問12 災害が発生した時、自力で避難できない方など手助けが必要な方に対する支援の取組みについて、あなたはどのように思いますか。(○は1つだけ)
 1 自治会や自主防災組織など地域で取組んでいくことが望ましい
 2 地域と行政が協力して取組んでいくことが望ましい
 3 プライバシーの問題があるので、行政が中心となって取組んでいくことが望ましい
 4 行政、民生委員児童委員、自治会、社会福祉協議会が連携を深め、支援していくことが望ましい
 5 そうした取組は必要ない 6 その他 7 わからない

問11 今回	%	合計	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代~
ひとりで避難	74	217	5	11	21	28	27	43	82
介助が必要	22	66	1	2	3	1	5	4	50
出来ない	4	10				1		2	7



問11 前回	%	合計	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代~
ひとりで避難	77	183	2	8	23	25	18	46	61
介助が必要	18	43			4	3	4	2	30
出来ない	5	11		1				2	8



【 結果分析説明 】

回答記入数が増加しており、この項目に対する関心の高さが伺えます。避難時の結果としては、一人で避難可能が74%と前回と同水準ですが、「介助が必要・避難できない」が増加しています。避難が難しいと回答した方の居住地別では、市街地が73%となっています。支援の取組みに関し、ほとんどの方が、住民や行政を中心とした関係機関の連携が必要との考えを持っている結果で、これまでと同様の意識を持っています。

自由記載は少数ではあるが、理由や支援方法、その他として下記の意見もありました。

- ・ 近隣の方の助けが必要。
- ・ 保有車両の関係で、家族の避難時の足がない。
- ・ 車いす利用中や歩行困難などがあげられた。
- ・ その時になった場合、自身の事しかできない。
- ・ 理想と現実を直視し自身で備える必要がある。
- ・ 余裕があれば手助けは可能だが、災害時は無理と思います。
- ・ 現在は免許を所持しているが、返納後は避難できない。
- ・ 避難所での要介護者、障がい者の過ごし方に不安。
- ・ 家業の牛や馬の避難についての不安。

◆ あなたの地域活動、地域福祉活動への参加についておたずねします。

※地域福祉：地域社会における福祉の問題に対し、その地域の住民や福祉関係者などが、協力して取り組んでいくこと。

問13 あなたは、地域の行事や活動にどの程度参加していますか。（○は1つだけ）

- 1 積極的に参加している 2 ときどき参加している
3 あまり参加していない 4 参加していない（⇒問15にお進みください）

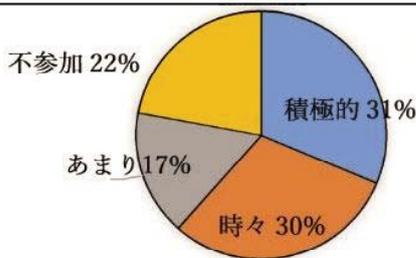
問14 あなたは、ふだん地域のどのような活動に参加していますか。（○は該当する番号すべて）

- 1 自治会、老人会、婦人会活動 2 子ども会、PTAなどの活動
3 文化サークル活動、青年活動 4 福祉ボランティア活動
5 盆踊り、祭り、伝統行事、レクリエーション 6 その他

（問13で「4 参加していない」と答えた方におたずねします。）

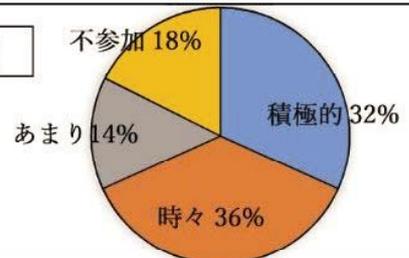
問15 参加していない理由は何ですか。（○は該当する番号すべて）

- 1 興味のある活動や行事がないから 2 人との関係を持ちたくないから
3 情報が入らない（入りにくい） 4 時間的余裕がないから
5 健康に自信がないから 6 知らない人ばかりで参加しにくい 7 その他

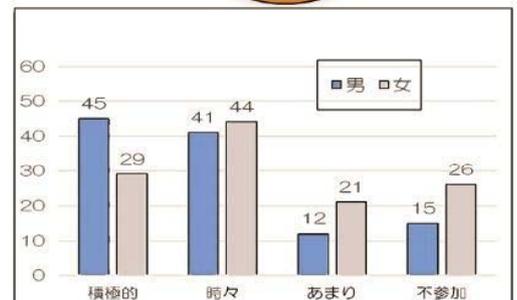
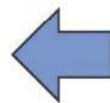
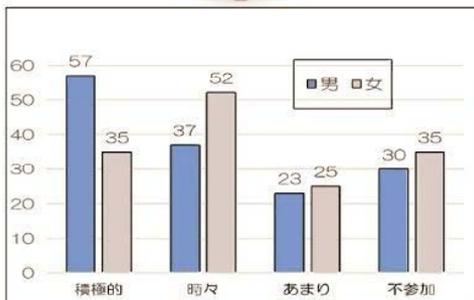


今回

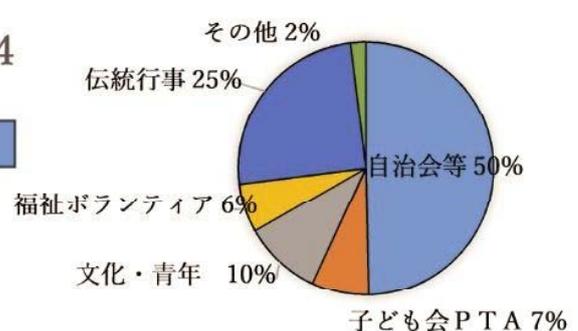
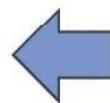
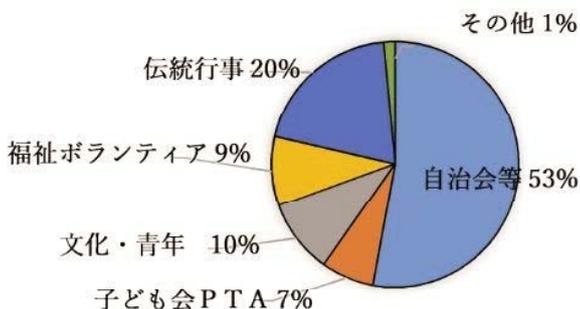
問13



前回



問14



【 結果分析説明 】

地域の行事や活動への参加状況は、「参加している」（積極的・時々・あまり）78%と前回82%から減少しました。一方「参加していない」は22%と前回18%より増加。コロナによるお祭り等中止の影響が伝統行事への参加の減少に繋がったと思われます。意外だったのは、事業の中止や自粛があったが、自治会や他の参加への影響が少なく、ボランティア等への参加が微増しています。

参加していない理由として、「健康に自信がない」が35%（前29%）、「時間がない」が27%（前同数）と多く、次いで「興味ある活動がない」11%（12%）となっており、他の項目は数%台と前回と同じ結果となっています。

問16 あなたは、ボランティア活動に参加したことがありますか。(〇は1つだけ)
 1 参加している 2 以前に参加したことがある 3 参加したことがない

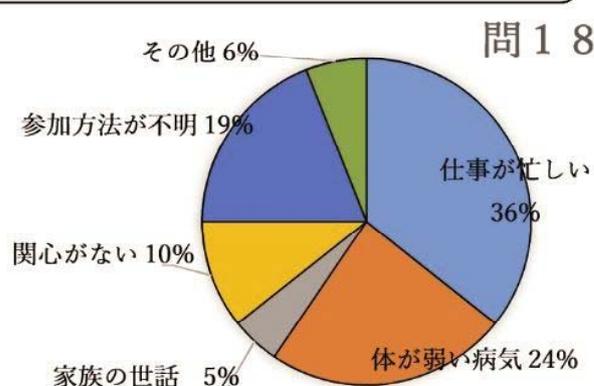
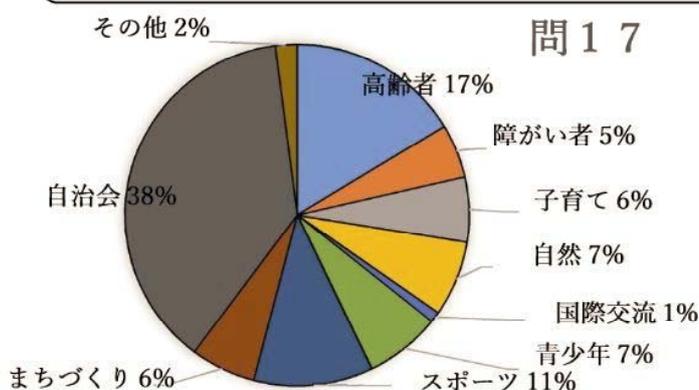
(問16で「1 参加している」「2 以前に参加したことがある」と答えた方におたずねします。)

問17 あなたは、どのようなボランティア活動をしていますか。(〇は該当する番号すべて)
 1 高齢者の援助 2 障がい者(児)の援助
 3 子育ての支援や子どもの世話 4 自然や環境保護に関する活動
 5 国際交流に関する活動 6 青少年の健全育成に関する活動
 7 スポーツ・文化に関する活動 8 まちづくりに関する活動
 9 自治会活動 10 その他()

(問16で「3 参加していない」と答えた方におたずねします。)

問18 ボランティア活動に参加したことがない理由は何ですか。(〇は該当する番号すべて)
 1 仕事や家事で忙しいから 2 体は弱い、病気がちであるから
 3 高齢者や病気の家族の世話をしているから 4 興味や関心がないから
 5 活動の内容や参加の方法がわからないから 6 その他()

問19 あなたがボランティア活動に参加するうえで必要なことは何ですか。(〇は3つまで)
 1 活動に関する広報・情報提供 2 活動に関する窓口相談
 3 ボランティア講習会や研修 4 表彰など社会的評価
 5 友人や家族と参加できる活動 6 時間的に負担の少ない活動
 7 体力的に負担の少ない活動 8 人間関係上の負担の少ない活動
 9 少額でも報酬が支払われる活動 10 活動に応じたポイント制などの導入
 11 活動資金や物品の補助 12 事故があったときの補償体制
 13 活動場所の確保 14 特にない 15 その他()



【 結果分析説明 】

ボランティア活動の参加状況は、「参加している」31%（前回25%）、「以前に参加したことがある」23%（前回22%）を合わせて約54%（前回47%）がボランティア活動に参加しているとの結果となっています。活動の内容は、「自治会活動」が38%（前回35%）で多く、次いで「高齢者の援助」17%（12%）、「スポーツ・文化活動」11%（前回10%）の順となっています。

活動の不参加理由として、傾向は以前とあまり変化はなく「仕事や家事が忙しい」が最も多く、高齢者になると健康を理由とする回答が多くなっています。ボランティア活動に対する気持ちはあるが、生活状況や身体的（高齢による健康悪化）により参加できない状況となっています。

活動の参加に必要なことは、「時間の負担が少ない活動」が19%とトップで次いで前回トップの「活動に関する情報・広報等」で15%（前回22%）となっており「体力の負担の少ないもの」、「友人家族と参加できるもの」と続いています。「報酬」、「ポイント」等の要望は殆どなく、「講習会」や「事故の補償」等の必要性が多くなっています。

◆ 新冠町の福祉について、あなたのお考えをおたずねします。

問20 あなたは、新冠町の福祉サービスや福祉施設などについて、どの程度知っていますか。

- 1 十分な情報と知識があると思う 2 ある程度の情報と知識があると思う
3 ほとんど知らない 4 その他（ ）

※ 福祉サービス：人々が等しく受けることのできる公的支援のこと。高齢者福祉、障がい者（児）福祉、児童福祉 等

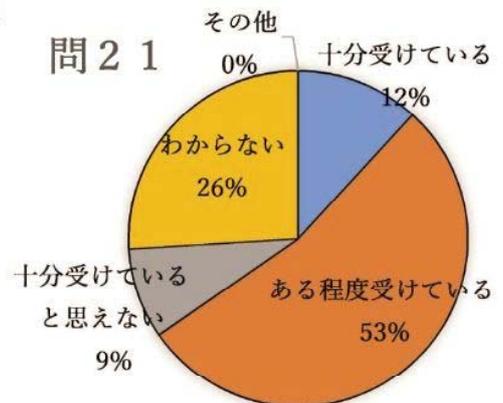
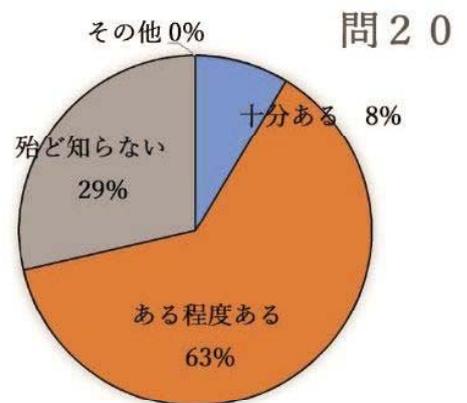
問21 あなたは、現在なんらかの日常生活における支援を必要としている町民が、十分な福祉サービスを受けているとお考えですか。（〇は1つだけ）

- 1 十分な福祉サービスを受けている 2 ある程度満足できる福祉サービスを受けている
3 十分な福祉サービスを受けているとは思えない 4 わからない 5 その他（ ）

問20 今回	%	合計	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代~
十分ある	8.6	25		1	2	2	3	5	12
ある程度ある	62.8	182	1	4	11	15	16	32	103
殆ど知らない	28.6	83	5	7	11	13	13	13	21
その他	0.0	0							



問20 前回	%	合計	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代~
十分ある	9.4	22			1			6	15
ある程度ある	62.8	147	1	4	13	13	10	34	72
殆ど知らない	27.5	64	1	4	13	15	11	8	12
その他	0.3	1						1	



【 結果分析説明 】

新冠町の福祉サービスや福祉施設の認知度は、「十分」「ある程度」を合わせると約72%、「ほとんど知らない」は約29%で前回とほぼ同数となっています。傾向として若年層に向かうほど低下傾向であったが、全体的に各層での数字は増えています。

サービスを受けているかは、「十分受けている」12%、「ある程度満足できるサービスを受けている」53%と合わせると過半数を超えています。一方で「十分ではない」、「わからない」の合計が35%で前回とほぼ同数となっています。

問22 あなたが、何らかの福祉サービスを利用できる対象となった場合、使えるなら使ってみようと思いますか。(〇は1つだけ)

- 1 既に使っている 2 使ってみよう 3 使わない 4 わからない

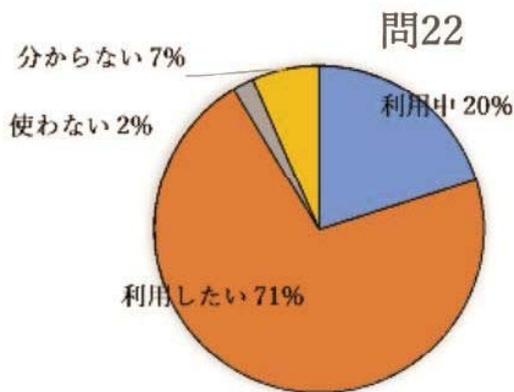
(問22で「1 既に使っている」と答えた方におたずねします。)

問23 使っているサービスで足りない部分がありますか。

- 1 ない 2 ある()

(問22で「3 使わない」「4 わからない」と答えた方におたずねします。)

問24 なぜ「使わない」と思いましたか。また、「わからない」理由は何ですか。自由にお書きください。



【 結果分析説明 】

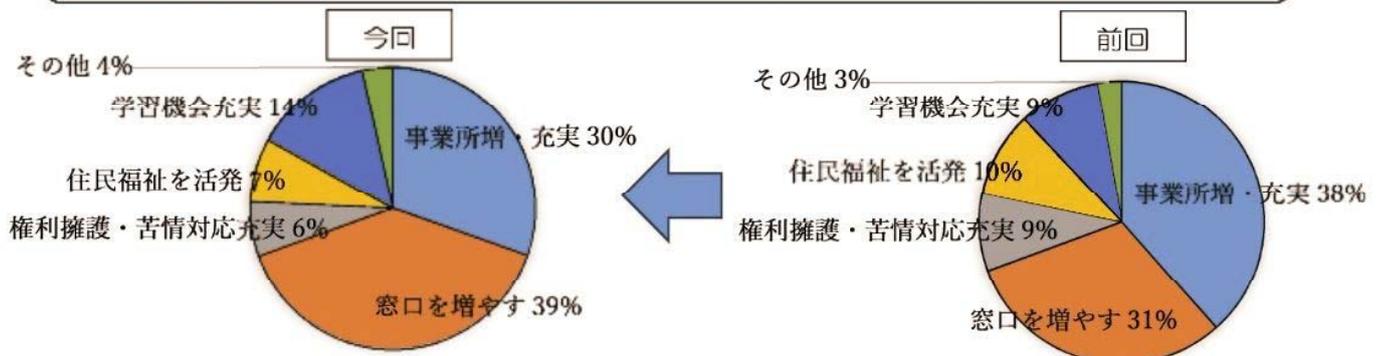
福祉サービスを利用できる対象となった場合使ってみようと思う方は、「使っている・使ってみよう」と答えた人と合わせて91%前回と同数となり。「分からない」が7%(前回8%、前々回13%)で減少傾向ではありますが、年齢や生活状況が利用対象外の方の関心の低さによる情報不足は依然あると思われます。

利用中の方で不足部分があると答えたのは55名中11名となっています。問23の自由記載では次のような意見もありました。・認知症の方の即入所入院対応。・買い物、祝日の移動等。(いずれも70才以上からの意見。)

問24については別記添付。

問25 あなたは、福祉サービスを充実させるために、最も必要と思うものは次のどれですか。(〇は1つだけ)

- 1 サービスを提供する事業所を増やしたり、設備を充実させる
- 2 サービスに関する情報提供窓口を増やす
- 3 サービス利用者を保護する権利擁護や苦情対応などの取組みを充実させる
- 4 住民による福祉活動(ボランティア活動など)を活発にさせる
- 5 情報や知識を身に付けるための地域での学習機会を充実させる
- 6 その他(具体的に)



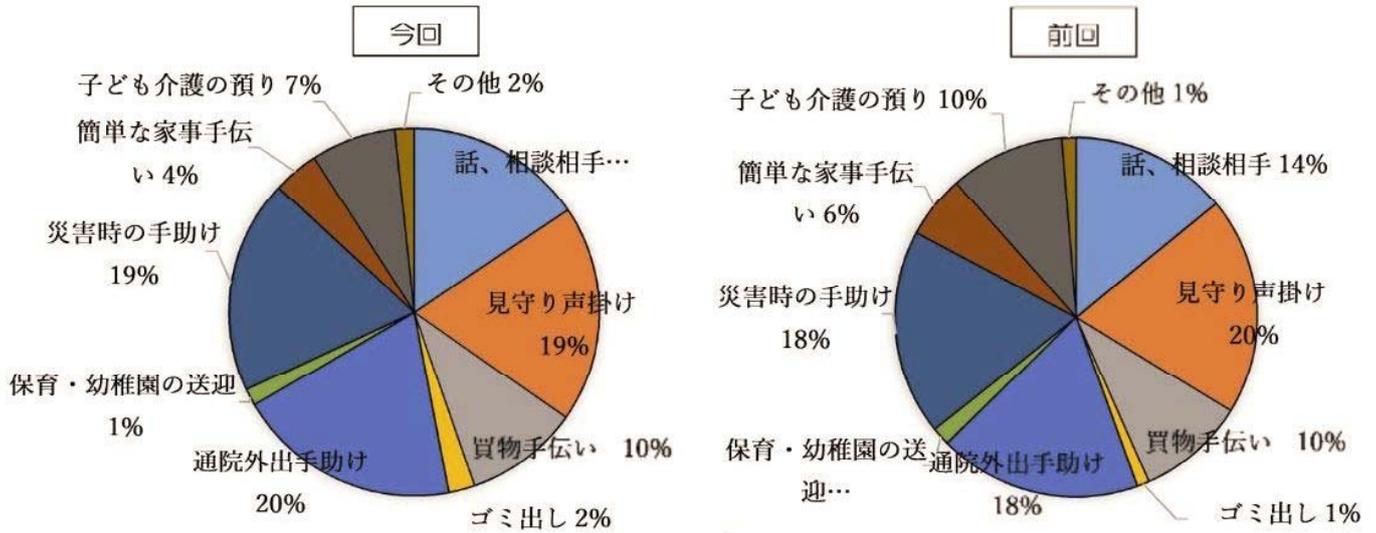
【 結果分析説明 】

福祉サービスを充実させるために何が必要かについては、依然として「事業所・設備・相談窓口の増」が全体の約7割となりましたが、「学習機会の充実」が増加しており、情報や知識習得への関心が高まってきていると思われます。

自由記載では「マンパワー、人の確保」、「買い物へ行けるサービス」との意見がありました。

問26 あなたは、地域の活動でどのような手助けがあったら良いと思いますか。(〇は3つまで)

- | | |
|-------------------------|--------------------------|
| 1 話し相手や困ったときの相談相手 | 2 見守りや安否確認の声掛け |
| 3 買い物の手伝い | 4 ゴミ出し |
| 5 通院の送迎や外出の手助け | 6 保育所・幼稚園の送迎 |
| 7 災害時の手助け | 8 簡単な家事(食事作りや掃除、洗濯等)の手伝い |
| 9 子どもや介護を必要とする人の短時間の預かり | 10 その他() |



【今回】

通院や外出の手助け	(20%)
見守りなどの声掛け	(19%)
災害時の手助け	(19%)
話し・相談相手	(16%)
買い物の手伝い	(10%)
子・介護の短時間預り	(7%)
簡単な家事手伝い	(4%)
ゴミ出し	(2%)
保育所・幼稚園の送迎	(1%)
その他	(2%)

【前回】

見守りなどの声掛け	(20%)
災害時の手助け	(18%)
通院や外出の手助け	(18%)
話し・相談相手	(14%)
子・介護の短時間預り	(10%)
買い物の手伝い	(10%)
簡単な家事手伝い	(6%)
保育所・幼稚園の送迎	(2%)
ゴミ出し	(1%)
その他	(1%)

【結果分析説明】

必要とされる地域活動について、順位の移動はありますが上位4項目は依然と多い結果で全体の約7割を占めています。

その他としては、「必要な方に直接聞く」など、ニーズの発掘に対するアドバイスや「子どもや公園を増やしてほしい」、「冬季の除雪」、「災害時の備え」などの意見もありました。

問27 みんなが助け合いながら安心して暮らすためには、今後どのようなことが重要だと考えますか。（〇は3つまで）

- 1 住民一人ひとりの人権の尊重と権利擁護の意識づくり
- 2 地域住民の誰もが共に支え合う地域づくり
- 3 地域住民のみんなが参加できる自立した住民自治の地域づくり
- 4 男女が共に協力する男女共同社会の推進
- 5 地域の歴史や文化を大切にする地域づくり
- 6 自治会などの住民組織や、福祉を支える専門職や住民リーダーなどを育てること
- 7 近所同士や親同士の地域のつながりを大切にし、困っている人を見守り、支えあうこと
- 8 学校や地域での福祉教育をすすめ、地域福祉への理解を深めること
- 9 地域福祉に対する様々な情報提供の充実
- 10 その他（ ）

【 結果分析説明 】

回答が多い順の結果は下記の通りで全体的に前回と同じ結果となっています。

【 今回 】		【 前回 】	
22.0%	住民誰もが共に支え合う地域づくり	23.8%	住民誰もが共に支え合う地域づくり
20.9%	近所、親同士の地域の繋がりを大切にし、困っている人を見守り支えあうこと	19.2%	近所、親同士の地域の繋がりを大切にし、困っている人を見守り支えあうこと
14.8%	地域福祉に対する様々な情報提供の充実	14.0%	地域福祉に対する様々な情報提供の充実
9.1%	地域住民のみんなが参加できる自立した住民自治の地域づくり	10.7%	自治会等の住民組織や、福祉を支える専門職や住民リーダーなどを育てること
8.8%	住民一人ひとりの人権の尊重と権利擁護の意識づくり	9.0%	学校や地域での福祉教育をすすめ、地域福祉への理解を深めること
8.6%	自治会等の住民組織や、福祉を支える専門職や住民リーダーなどを育てること	8.9%	住民一人ひとりの人権の尊重と権利擁護の意識づくり
8.0%	学校や地域での福祉教育をすすめ、地域福祉への理解を深めること	8.5%	地域住民のみんなが参加できる自立した住民自治の地域づくり
3.5%	地域の歴史や文化を大切にする地域づくり	2.8%	地域の歴史や文化を大切にする地域づくり
2.7%	男女が共に協力する男女共同社会の推進	2.6%	男女が共に協力する男女共同社会の推進
1.6%	その他（マナーの改善（ゴミ、野焼、犬猫、地域清掃等）	0.5%	その他（マナーの改善（ゴミ、野焼、犬猫、地域清掃等）

問27 その他（自由記載）

- 1 （50代 女性 無職）
町民同士がお互いを知り合い大切にしたい、その中から助け合ったり相談をし合ったりして孤立する人をなるべく無くす。他地域移住してくる人を輪の中に入れていく努力をする。
- 2 （40代 男性 会社員）
地域（自治会）にまかせず、行政（町）が主導すること。
- 3 （70代以上 男性 無職）
子供たちの行動にいちいち文句を言う人が居るみたいで（例えば 道路自転車乗るな！とか）危ない時には、親達は見守ってあげて下さい。子ども達の遊ぶ声を聞いた事がない。しぱりつけないで！！
- 4 （30代 男性 会社員）
若者が生き生きと過ごせる町にすればよい。子どもや年寄りの事ばかりで動ける若者はみんな嫌々行事に参加している。
- 5 （50代 女性 自営業）
行政がリーダーシップを取り、動き、1人になった高齢者や元気な高齢者に声かけをし、ボランティアに参加してもらう場を情報提供する。また、その様なボランティアを作る。

問28 今後、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めていくため、福祉サービスの在り方、地域福祉の進め方、保健福祉行政への提言や新たに実施してもらいたいサービスなど、日頃皆さんが考えていることなど自由にお書きください。

(例) 移送サービス、配食サービス、買物サービス。

(自由記載) ※個人の特定ができるものや、不適切な表現については一部修正や削除しております。

- 1 (60代 男性 農林水産)
今後、高齢化や独居化が進み、現行の各サービスの需要が益々高まることが想定されるので、それぞれの事業の更なる充実を期待します。また、次期を得たPR(広報)も欠かせませんね。新冠町(保健福祉課)そして新冠町(社会福祉協議会)の連携を密にして、住民福祉の向上に益々頑張って頂きます様、宜しくお願い致します。
- 2 (70才以上 女性 専業主婦)
買物サービスが1週間に1度位あったら良いかなと思います。
- 3 (70才以上 男性 無職)
 - ・移送サービスできればこれから夕方も暗くなるのが早くなってきているので、できれば朝もうすこし早く来てもらいたい。最低でも7時ごろから車をだしてほしいとお願いしたい。
 - ・帰りが、昼からの診察なので、どうしても帰りが遅くなるので、冬は増して大変なので送ってくれる人にも迷惑かけているのでお願いしたい。
- 4 (70代以上 女性 自営業)
今のところ私は自分で少々足は痛いですがなんとか生活している事に励んでおります。近所の奥さんを見てみると、ご主人の事で頭がいっぱいになり気の毒に思います。でも、ある時は息抜きをしながらにしております。つまらない感想ですが、何か私にあった時はよろしくお願いいたします。
- 5 (70才以上 女性 無職)
移送サービスを受けていて、とてもありがたいと思っています。
- 6 (70才以上 女性 専業主婦)
前ページのアンケートを総合的にそれぞれの用途に応じボランティアの分野に人員の登録制を作る。必要な時に登録の方をお願いをする。例) 1、買物班 1、食事作り及び掃除、洗濯班 1、話し相手班 1、通院、外出の手助け班等に登録 各5~10名程度
- 7 (70才以上 女性 専業主婦)
一週間に1回程度に買物サービスをうけたいです。新冠ではまに合わない事が多い。
- 8 (70才以上 男性 無職)
いつも自治会、役員の方々には感謝致しております。特に除雪等、老人世帯にとっては無理な体力のいる作業は手助けをいただき頭の下がる思いです。夏の時期には、草刈りは頑張って行ってはいますが、それも時間の問題でして、ゆくゆく無理になると思っています。特にアライグマや鹿に悩まされています。良い方法がありましたら教えてください。尚、サービスの中身、時間帯、料金、配食サービスについてはメニュー等、中身が分からず未だ利用した事はありませんが、ゆくゆくは利用したいと思っています。
- 9 (50代 女性 無職)
私は障害者で、温泉券や医療バスにも乗れるようにして頂いて、大変感謝しております。日頃から特に保健師さんや福祉担当の方をはじめ、役場の方々の親身な対応に助けられながら18年の間子育てもして参りました。新冠町は住みやすくてとても良い町だと感じています。福祉に限らずよそ者には、情報の開示が少なく、分かりにくいと移住当初感じておりました。家を探すにも都会の様に不動産屋さんが無いので困りました。今は知り合いも出来たので、〇〇はありますか?など聞くことができますが、先日は文化サークルの一覧が日付など更新されておらず、知っていそうな人に聞きました。高齢化については、元気な方も多いので、高齢者が働きざかりの子育て世代を支えるのも良いかと思えます。こども園もとても良く活動されているように見えるので、今、アイデアは無いのですが、安心して産み、育てられる町づくりは目指したいところです。以前、国保病院の立て直しの時も提案しましたが、産婦人科も有ると望ましいです。また、外国籍の方も増えていると聞くので、誰もが暮らしやすい町づくりをすれば、地域の福祉にもつながってくるのではと期待しています。毎年、役場まわりの花が植えられている事や、玄関ホールの植物はとても良いです。春のパンジーがまだ咲いているのに植え替えられてしまうのもったいないです。捨てるのなら、他に移すことは可能ですか?咲き終わった花をつんで、水をやる時、花に掛けないようにするともっと楽しめると思います。もったいないです。手間が掛かる事なので差し出がましいと思いましたが、正直な感想です。手入れをするサークル?があってもおもしろいかと思います。すみません。

- 10 (70才以上 男性 無職)
今は自分で運転しているが、いつまでも出来るとは思わないので、その後の買い物、通院が本当に心配です。
- 11 (40代 男性 自営)
もう実施しているのかもしれませんが、新冠や静内の病院にはバスが定期的に回っているかもしれませんが、少し高度な医療を受けるには苫小牧や札幌などに通院しなければならない人も多いと思います。医師をへき地に呼ぶよりも、定期便などで都市の病院へ行き来する交通手段があると、免許返納した人でも、安心して田舎で暮らせるのかな、と思います。医師に支払う報酬とバスを運営していく費用、どちらが高くつくのかわかりませんが。
- 12 (40代 男性 会社員)
住民の意見や多数決ではなく、福祉が必要な人々に直接「なにが必要か」という事を聞いて、行政が実行に移すべし。
- 13 (70才以上 男性 無職)
独居高齢者が年々増加すると思われるので、上記(例)のサービス(移送、配食、買物)も必要と思われるが、何と言っても健康面、財産管理等々に不安を持ちながら生活をしていると思うので、担当の職員又は民生委員さんは、年に3回程度は巡回、相談にのってやるような事も必要と思う。・各種サービスが年々充実されている事は大変ありがたいと思うが、精神面の方策も考え推進されることを期待。
- 14 (60代 女性 自営業)
少しずつ年齢も増し、何かと外出も大変です。車もなく、何かと役場に手続きに行かなくてはならず、みんな困っています。大変ではありますが、来てもらえるサービスが増えるよう変わっていくべきではないでしょうか。買物は、静内に月1回でも乗合せて行くことが出来たら、ほぼ、ほぼ、皆さん助かるのではないのでしょうか
- 15 (60代 女性 パート・アルバイト)
過疎化でお店も少ない中、バスで買い物等とか大変不便です。宅配サービスの品が少なすぎて困難な時もある様事が聞かれます。
- 16 (70代以上 女性 無職)
情報提供が定期的にありますのでとても助かります。今後ともよろしく願いいたします。
- 17 (70代以上 女性 無職)
数10年連れ添った夫婦。二人の生活も考えられない。相手の入院生活(1年間)コロナで病院でも会うこと出来ず。大事な話も出来ず。あつという間に独りぼっち、今、一人になった自分は何も考えられません。
- 18 (40代 男性 専業主婦)
除雪サービス、室温見守りサービス
- 19 (40代 男性 パート・アルバイト)
・1人、各障害者の配食サービスを(例)月何回又は週何回かを配食サービスを 判官館森林公園 大きな滑り台が石製で普通に滑るとスポンに穴があいてしまうので石製を鉄製に代えて欲しい。折角の大きな滑り台がもったいないと思います。鉄製に変えたら家族や子供たちが遊びに来る方々増えると思います。
- 20 (70代以上 女性 無職)
公共施設が遠い事。現在は車運転できますが、雪道になると殆ど参加出来ません。個人的趣味は出来かねます。交通情報はある程度聞いておりますが?近隣の方達が良くしてくださっています。現在は安心です。ありがとうございます。
- 21 (70代以上 女性 無職)
・庭木の処理 ・買物サービス(月、2回程度のサービスを有料で希望します。)
- 22 (20代 男性 会社員等)
高齢化の進んでいる新冠町なので、買物サービスなどの福祉サービスは必要だと感じていますが、そのサービスをするための若者の数は非常に少ないと思います。若者が増えるように活動をするのが第一優先だと思います。
- 23 (60代 男性 自営業)
弱者の災害時の避難が不安
- 24 (40代 男性 無職)
スーパー作ってほしい。みんなが入れる墓を作ってほしい。通院できる病院を作ってほしい。
- 25 (70才以上 女性 無職)
福祉サービスの(移送サービス)出来れば通院中の患者さんばかりでなく、一般の患者も乗せてもらえば大変うれしいと思います。

- 26 (70才以上 男性 無職)
総合的なヘルパー制度を立ち上げ→公的な組織 例、住宅周辺の整理(草取り、犬の散歩、大掃除等々) 日常的な生活の介助的役割を行う。有償なら現在すると思うが、無償で。
- 27 (50代 女性 パート・アルバイト)
福祉関係の資格の取得が出来る様に町が全額負担して介護士の資格を遠くの学校まで取りに行かなくても済む様に、新冠町内で、もしくは苫小牧市内の学校へ送迎するなどして資格を取れる様にして介護士の人員を増やして欲しいです。
- 28 (70代以上 女性 専業主婦)
福祉や介護をする方が、いろんな援助が受けられますが自分で探したり、申し込みをしなければならない事があります。その時に必要と思える援助(手助け)をしてくださる事を願います。(障害者がNHKの公共料金の無料を知らない方もいます。)
- 29 (30代 女性 公務員)
除雪サービス
- 30 (70代以上 女性 無職)
日頃、福祉の移送サービスを35日に1度町立へ通院、自治会の地域の方々に援助を受けながら暮らさして頂き感謝の日々を送っています。子供達は札幌に住んで居るので月2、3度は泊りがけで来てくれますけど、近くの他人の力添えです。実感しています。新冠町には最後までお世話になりたく思っています。
- 31 (20才以下 女性 会社員)
新冠町には大型スーパーが無い為、他町に買い物に行かなければならない状態なので、買い物サービスをもっと拡大していく必要があると思います。(スーパーを建てると、より良いと思います。(不便を感じています。))
- 32 (30代 男性 公務員)
日頃より、町民のために叡知を結集して、住民サービスを考えていただき、ありがとうございます。特に、保健福祉行政への提言等はないのですが、子育て中の母子の交流の機会をもっとあって良いのではと感じます。
- 33 (30代 女性 会社員)
高齢者は介護が必要になった時に最期まで見てくれる所、成人と子どもは緊急時でも診てくれる病院が完備されている町であれば、安心して暮らせると思っています。これらを充実させるために地域福祉サービスは民間の手を借りて行政が主導で介護施設や病院運営する資金確保や委託先の充実を図ってほしいと思います。
- 34 (20代 男性 会社員)
1人暮らしの高齢者が多く、その中には生活がギリギリの方もみられます。しかし施設やサービス等の支援を受けられるものがなく、利用したいけど利用できない状況にあると思います。もし、仮に介護サービスの提供する事業所があっても、新冠は小さい町なので人材不足は懸念されると思います。人材に関しては地域だけではなく行政の介入も必要だと思います。
- 35 (70代以上 女性 専業主婦)
病院の待ち時間、もっと早くしてほしいです。
- 36 (40代 男性 会社員)
障がいのある方が一人で通院等に行くための方法(サービスがない)
- 37 (50代 女性 パート・アルバイト)
自分が注意して見ていないせいだと思いますがどんなサービスがあるのかわかっていません。お友達のお母さんはこんな事してもらってるよ、とか話して聞いて、あーそうなんだー！そんな事もしてくれるのね！と思ったりはしています。イザとなったら福祉課に相談に行かないとなんにも知らないなあと思っています。今でもあるのかもしれませんが、用途別に冊誌があったらもらいたいなあと思っています。
- 38 (40代 男性 会社員)
新冠町で”現状” こうして欲しいなどの声は聞いた事がありません。(高齢の方が身近にいない)ただ、地方など関係なく日本全体で少子化、高齢化の為、率先して福祉サービスの取組みをしている都府県の事例、事案モデルを参考に、少しでも出来そうなら取り組んでもらいたい。まずは動く事が大事だと思います。
- 39 (70代以上 女性 無職)
運転免許を返上した場合、ポータブル用の灯油(ポリ容器)の補充が心配(20ℓ 1~2ケでスタンド対応してもらえるのか) こういう事にも相談できるとありがたいと思います。

- 40 (70才以上 男性 自営業)
新冠町に住んで良かったと思える町。人間関係が良くて幸福感があり、身体的な健康と精神的な健康がえられれば住みよい町になるのではないのでしょうか？そのためには病院が新しく建設されますが、中身が大事になると思います。不整脈など心臓に関わる病気ならばすぐに札幌の心臓の病院に手配してくれて、手術して元気になって帰ってくる。膝が痛くて歩けなくなって介護される前に一刻も早く札幌の大きな整形外科で手術リハビリして元気になって帰ってくる。一年に一回の健康診断するのはいいと思いますが、腕があがらない⇒家事ができなくなって困る前に整形外科にかかれる様にして介護予防。膝の痛みがあれば、札幌の大きな整形外科に紹介、入院手術してリハビリして元気になって新冠に帰ってくる。なんか、今の年一回の健康診断はそこが欠けている様に感じます。認知症予防や寝たきりを未然に防ぐ事を考えてほしいです。
- 41 (50代 女性 会社員)
ゴミの分別が難しくなってきた高齢の方がいる。ドア前まで介入に行ってもらいたい。分別ができない状態が続く場合、ケアマネ等の介入が必要かと思えます。ただ「分別ができていません」のシールだけでは解決しません。独居のお年寄りは一人では福祉に相談できません。
- 42 (20代 男性 公務員)
ファミリーサポートセンター
- 43 (20代 男性 自営業)
将来は美唄のGHとほかの事業所に行って、色々見学して見たいです。
- 44 (50代 男性 自営業)
1人で外出が出来て、一人で住む生活、頼らないで自分で出来る事、親にも頼らない、生きて行ける力を持ちたい。どこかに行ったり、沢山行きたい。
- 45 (70代以上 女性 専業主婦)
1. 高齢になり、ゴミステーションにゴミを運べなくなってきました自宅前を出して置いたら持って行ってくださるとありがたいです。2. 「憩いの家」(お風呂)をありがたく利用していますが、高齢になり免許も返上したので往復が大変です。送り迎えしてくださると助かります。
- 46 (70代以上 男性 農林水産)
市街地と違い、高齢になっても、山間地域は身体の動く限り仕事ができる(草むしり、ピーマンのへた取り等)その為、行事、活動になかなか参加してもらえない。まだまだ、意識が低いと思う。高齢者ばかりの世帯となり、自治会活動も出来なくなって来ているのが現状である(しかし、有事の折には協力出来る態勢にあると思っている)
- 47 (70代以上 女性 無職)
時々、保健師さんなどがたずねてもらえるといいです。
- 48 (50代 男性 公務員)
私の近所も高齢の方が増えてきた。身体的おとろえもあり、冬場の雪かきなどが大変そうで、近所の雪かきなどは行っている。今後ますます高齢化していくと、地域でのボランティアも出来なくなるのではと心配する。
- 49 (40代 女性 パート・アルバイト)
児童手当や、子ども医療費の無償化など、日ごろ大変助かっております。給付金なども随時、支給していただき大変ありがたいです。が、我が家は子が多いので、給付金など一世帯につき一律の額だと正直、不公平感がぬぐえませんが、可能であれば、扶養家族の人数に合わせた柔軟な給付を願います。また、子が幼いうちは、いろいろ手当があり、助かるのですが、子は成長しても、むしろ成長した時の方が、正直お金がかかります。もう少し子に対し、長期での手当があるとありがたいです。
- 50 (40代 男性 会社員)
1. 町内や近郊の病院では対応できない人が多いので、苫小牧の病院への移送サービス(有料も可)、付き添いもあると高度な医療を受けられる⇒自分の親など高齢者は苫小牧の病院に1人では行けないので、子が仕事を何日も休んで通わせるのは大変。2. 外国人労働者の増加により文化の違いなどからトラブルが起こってくると思うので老人の方が行政に相談しやすい環境づくりが今後は大事。
- 51 (70代以上 女性 専業主婦)
年をとると あちこち いたいところが出たりで 出かけるのが へるかと思いますが 私はなるべく 人の中に入り楽しむように心がけています。お互い声かけあって、生きていきたいです。
- 52 (70代以上 男性 無職)
・長距離歩行困難な為、医療機関だけでなく、郵便局などにもメロディバス停車を希望。・石井病院 ⇄ 中村脳神経での停車をお願いしたい。

- 53 (30代 男性 公務員)
外国人や他町からの移住者が増えている印象。移住者同士や外国人同士のコミュニケーションや相談できる場の充実。新冠町単独ではなく、近隣町とも協力し、高齢者、障がい者などのサービスや資源の確保を進めていかないといけないのではと感じる。
- 54 (70代以上 女性 無職)
私は現在、大丈夫かと思うが、歩行困難になる事があって通院出来なくなる、息子娘は地方にいて通勤中で仕事を休ませるわけには行かない。良い病院となれば札幌の専門病院となるので、交通時間、乗つぎにバス停まで1丁程歩いたりバス停から病院までの歩行と予約時間に遅れるネ。病院代よりも交通費ホテル前泊代とかかかるので、息子の負担となるので、やっかい者と思われるのが、家庭内のもめ事になるのが目に見えてくるネ。(子供達の収入も少なく共稼、学費もかかる)生きるもの大変です。人生いやになる。
- 55 (70代以上 女性 無職)
もう少しすべての商品が変えて配達する店がいつ新冠にできますか・・・野菜や果物、魚介類やお肉が楽しく買い物できる店がほしいです。私達不自由な人が楽しく安心して買い物でき、今はもうビックリすべての値が高くてなんとか新冠町に年金者が安心して買物をする店がほしいです。一店舗ですべてそろう店が。そして配達もして頂けて今迄若い内は買物持って帰っても70~90になるとほんと無理。楽しく生きるために少し良い方こうを考えて下さい、配食サービスもいつも同じメニューでなく楽しくおいしく食べる生活の年だすけお願いします。もう少し広いすべてみて下さい。
- 56 (60代 女性 自営業)
移送サービスの予約で通院できますが多くのの方が病院の診療が終りその後のサービス車が来るまでが長くて大変だと言っています。個々の方を送るのは大変な事ですが、体調の悪い時などは本当につらい事と思います。病院の方が終りまち時間を30分まで(~20分)まで以上の方はハイヤー利用なども必要ではないかと思ひます。ハイヤー利用時の必要性を考えて下さい。新冠町から新ひだか町への通院が多いと思ひます。ハイヤー(タクシー)の利用時の援助制度を考えてほしいと思ひます。
- 57 (60代 女性 自営業)
お年寄の運転・一時停止で停まらない確認しない方が多い。・各交差点に左右確認できるミラーを設置確保してください(北星町)
- 58 (50代 男性 会社員)
ライドシェアの実現
- 59 (60代 男性 無職)
配食サービス業者の増加。カフェ、講演会等への送迎。
- 60 (70代以上 女性 自営業)
ここ数年でどこの町村も人口が減っています。今後人口が増えることは見込めないですね。そんな時代だからこそ、人と人のつながりを大切にしなければいけないと思ひます。行政、社会福祉協議会は町民によりそい、つながりを持つように考えていただきたいです。皆さんも同じ町民です。同じ立場で物事を考え行動してほしいです。人に上下はありません。
- 61 (70代以上 女性 無職)
私は町主催の老人行事に参加しておりますが参加客はほとんど街の方です。山の方が参加しないのは何故か?と思ひます。全町が参加出来る何か、お思ひついていませんが、考えてみていただきたいです。
- 62 (50代 男性 公務員)
老人の一人暮らしの見守り
- 63 (50代 女性 自営業)
新冠の保健福祉行政はとてもいいと思ひます。いたれり、つくせりで高齢者や家族にはとてもありがたいです。まだまだ元気と動ける高齢者の方はたくさんいます。暇をもて遊んでいるお年寄の方たちもたくさんいます。行政が動き高齢者の方達の力をもう少しかりたいと思ひます。でもお年寄なのでなんでも一からやるのはなかなか難しいので、はじめは行政の方達が動いてボランティアや、働く場を作ってくれなければ無理だと思ひます。やってもらえばかりでなく、高齢者がやれる事をやる場を提供する「高齢者生きがいプラザ新冠」を作してほしいです。すきな事ばかり書いてすみません・・・
- 64 (60代 女性 パート・アルバイト)
冬になると除雪が大変です。中学校が近くなので道路が凍ってあぶないので除雪しなきゃならない。

- 65 (70代以上 女性 無職)
現在は生活全般、他人のお世話をうけないで、自分でできています。若い頃は古い住宅にあり、現在は新築した(大分、年数が経過します)住いにおりますから、住宅を自分のお城と思って、片付けや掃除をして気持ちよく過ごせるよう心掛けています。食事は家庭菜園で自分で(野菜)作ったものを調理して食べています。手作りの食事を楽しんでいます。介護認定を受けていますが、まだ頭がしっかりしていますから物忘れて困ることはありません。近所の老人が遊びにきて世間話をしたり過去のことなど話し合うことがあります。そんなことで買い物や食事作り、銀行、郵便局へゆく用事も自分でしています。80才を過ぎて足が弱り歩行が満足にできません。身体が動かない。外出はシルバーカーを押して対応しています。子供達は遠方にいるので日常に世話になる事は出来ません。歩行が大変なので現在、移送サービスを受けて静内町眼科や内科クリニックへ行っています。戸口まで車を寄せてくれて配慮が行き届いてありがたいです。小さい町で福祉のサービスは行き届いていると思います。時々老人クラブの集会や自治会の集会で普段顔を合わすことのない人々に会えることは良いことです。行事には出席しています。これから年を重ねてどのように老化してゆくか先のことは分かりません。超高齢化社会で老化予防の情報が多から自分で出来る事を努力して続けて少しでも長く自立して過ごしたいと願っています。現在のところ福祉について、してもらいたいサービスは特にありません。
- 66 (70代以上 女性 無職)
昔はそれぞれの家庭で人数も多くまた近所の人々も長い付き合いで親しい付き合いをしていたように思います。現在はあまり良く知らない人もいてそんなに親しくはありません。公的な福祉サービスをなるべく利用したいと思います。
- 67 (60代 女性 パート・アルバイト)
・買い物サービスの充実 歩けない人、外出できない人が店に出かけ品物を選んで買い物ができる事がもっと広がればよいと思う。
- 68 (40代 男性 無職)
「移送サービス」の件。医師から苫小牧市や札幌市内の医療機関を受診(or入院)するよう指示された時、お一人での移動が困難な方のため援助が必要だと思えます。
- 69 (70代以上 女性 無職)
移送サービスは夫を自宅で介護中、利用させていただき、とても助かりました。これからも続けていただきたい事業です。配食サービスも退院後、利用させていただきました。独りぐらしなのでとても助かりました。※現在あるサービスは、そのまま続けていただきたいし、それからも取り組める事があれば、よろしくお願ひしたいと思えます。
- 70 (70代以上 男性 無職)
食料品店(中型)の誘致。当町には日常食する食材を手に入れる商店は一軒も見当たりません。5km~6km離れた隣町には大型店舗が何軒もあるけれど車のない者及び老人にとって毎日の食材を求めることは大きな悩みである。困って中型食料品店誘致は大変な苦勞を伴うと思うけど、時間を要してでも是非誘致に眼を向けてほしい。
- 71 (60代 男性 無職)
移送・買い物サービス
- 72 (70代以上 男性 会社員)
地域福祉の重要性を理解しながらも高齢・少子化等の影響により、地域コミュニティの崩壊も始まりつつある昨今。これらの足元がゆらいでいる中において新たな模索する厳しさを感じる。以上からこれまでの福祉サービスを充実させ、現行制度、事業等の着実な遂行(見落としのない)を期待します。
- 73 (60代 女性 会社員)
アンケート取っても、何かいい方向に取り組むのでしょうか、2年前一人暮らしの方がいた時、少し様子がおかしいので見て欲しいをお願いしたのですが実行いならず。病院に入院して悪化した人がいました。役場は一人(一部)の人が言っても、名前の知ってる人、動くことはないのでは? アンケート 無なのは.....
- 74 (70代以上 男性 会社員)
(例)にあるサービスは今のところ必要としていないが、実際に必要なときにどうするのか、どのようになるのかを事前に考えるのは難しいと思う。(問12で述べたことと同じ)問19の地道な対応を基本として数多く講習等を通じて、自分はどうするのかという考え方を持ってもらう仕組みづくりを数多く行うのが良いのではないかと。
- 75 (70代以上 男性 無職)
令和7年以降は「高齢者の急増」から「現役世代の急減」に局面が変化するといわれています。福祉関係の資料にありました。かつ地域共生社会の実現には福祉教育の推進が重要と記されていました。
- 76 (70代以上 女性 無職)
新冠町は他の町村より移送サービス、その他も充実しているように思えます。今の所これ以上望みません。

- 77 (60代 男性 会社員)
各地域にあった学校が無くなり、感じた事として若い人が新冠の町にどんどん流れていき残るのは老人世帯ばかりになっている。最後に残された、朝日小学校も閉校になろうとしている。若い人がより一層移住が加速し、老人世帯ばかりになり、自治会自体も機能しなくなってくると思われます。また、同居する若い人も徐々に離れていき、(例)のようなサービスがますます重要になってくると思われませんが、役場職員が各地域にある程度いれば、夜間の災害対応や困り事を相談することもできると思います。
- 78 (60代 女性 専業主婦)
災害の時、自力で避難出来ない人達の支援のマニュアル・システムなど明確な事を知りたいです。先日検診の電話をもらいました。文章だけではなく個々の直接的な話は相手が見えて話が聞きやすく安心します。
- 79 (60代 男性 農林水産)
福祉サービスを必要としている人が声を上げてくれないとハラスメントの関係もあるので、こちらから入り込むことは出来ない。その声を拾うのは保健師であり、社協職員であり、民生委員の方々だと思う。(個人情報のある件もある)
- 80 (70代以上 女性 無職)
今一番困ってるのは買物できる場所(昔Aコープ)が新冠にはないことです。車を持っている人ならいいですが、高齢者はとても不自由だと感じています。
- 81 (70代以上 女性 無職)
老人の一言①移送サービスはとても有りがたく思っています。②家族と住んでいても自分で見て買い物をしたい品がありますのでサービス車があれば幸いです。③多忙な保健婦さんでしょうが、山間の高齢者の家に時々来てお話を聞いてほしいと思っています。又新しい情報等々話し相手をして下さったら幸いです。
- 82 (60代 女性 専業主婦)
我が家には障がいの重たい息子がいます。息子が生まれて成長してくる過程で、その時その時に必要な支援も異なりましたが家族だけではなく行政や学校・福祉などたくさんの方々に支えていただいたことに感謝しています。時代の流れもあり障がいということへの考え方も変わってきました。しかし、やはり小さな地域では、資源が限られてしまうことは今も変わりありません。息子の現在そして今後について考えると不安なことが多いです。障がい重たくても地域の中で生活していくためには、日中活動できる場所(社会参加の)が必要であり、家族に何かあった時に託せる場所(ショートできる場所。生活の場)が必要です。1つの地域に色々なタイプの福祉事業所がある訳ではないので地域にある色々な資源を組み合わせて、近隣町村と助けあって色々なタイプの障がい者を救いあげるような形でできてほしいと思っています。また、老いた母をみて1日を通して支援できる形が施設入所ではない形で家族だけではなく支援していけるサービスがあると母も少しでも長く自宅ですごしていけるのではないかなと思っています。現実的には難しいことばかりですね。
- 83 (70代以上 女性 専業主婦)
・耳が遠くなったことで病院の窓口での対応に不安を感じていると聞きます。付添いをボランティア(有償・ポイント制)で可能になると良いです。・「買い物と一緒に連れてくれる人がいると・・・いいんだけどね～」との声もあります。『買い物に行きませんか』という買い物に連れていってくれるサービス 隣町の大型店舗での買い物をしてみたい!! 醤油や味噌、飲料水等の重い物を少し手伝えて運んでほしい!! 衣類の買物もしてみたい!! 等・ボランティア(無償・有償・ポイント制)をしたい人、受けたい人の調整を行う窓口が必要。早期に開始させることを・・・お手伝いしたいと思っている方はおります!!
- 84 (30代 女性 公務員)
・病児保育があったらいい。・日曜、祝日も利用できる子育て支援センターがほしい。→雨の日の室内遊び場が少ない・新冠国保は「小児科」と書いてあるのに、子どもは受診できないと言われる。町内で子供を診察してくれる病院が欲しい。・保健師さんと気軽にお話したい。子育て支援センターに来てほしい。
- 85 (60代 女性 専業主婦)
福祉サービスへの第一歩にためらいがある。身近な人からアドバイスをもらい、そこから行くと思う。もっと親しみやすい場であれば良いと思う。配色サービスについて、たまたま食べる機会があったのですが、あまりにも貧相、味付けもしょっぱすぎる魚、薄くて臭の無いようなみそ汁、悲しくなりました。買い物サービス(FAX)で季節の魚や刺身は食べられないと聞きましたが・・・結局同じ物しか買えないと・・・
- 86 (20代 男性 会社員)
高齢者の方たちに対して、体力活動や交流活動を増やしていく事が必要だと感じます。また、在宅にいる高齢者の方の介助をしている方の相談場・サポートが進んでいけば良いと思いました。障害のある方が実力を発揮できるような就労場所の拡大も今後、必要になってくると思いました。

(再記) (問22で「3 使わない」「4 わからない」と答えた方におたずねします。)
問24 なぜ「つかわない」と思いましたか。また、「わからない」理由は何ですか。
自由にお書きください。

- 1 (50代 男性 公務員)
わからないから
- 2 (40代 男性 農林水産)
しらないから
- 3 (60代 男性 農林水産)
どのようなサービスがあって自分に必要なかわからないから
- 4 (30代 男性 会社員)
その時になってみないとわからない
- 5 (70代以上 男性 無職)
福祉サービスの内容がよく理解していない
- 6 (30代 女性 パート・アルバイト)
そもそもどんなサービスがあるのかわからない
- 7 (70代以上 女性 自営業)
その時になってから考える
- 8 (70代以上 男性 無職)
福祉サービス利用とあるが、どこまでが福祉サービスなのかわからない
- 9 (70代以上 男性 農林水産)
その時にならないとわからない。この物価高に楽に生活している住民はいないと思う。出来る事は自分で、何をするにも金しだい。高齢化社会だから自分でしないと。誰が金を出す。町長も考えないと。
- 10 (40代 男性 会社員)
現在、必要としていないから
- 11 (60代 女性 自営業)
町からどのようなサービスがあるか使える説明が不足している。(どこでも目に入る様、図に書くポスターとか老人に分かり易く) 町全体の福祉のイメージを具体的に何度も町民に説明して、利用者となってから困らない様に教育が必要です。ケアマネージャーと言われても、そのこと(人が)何なのかさえ理解していません。自分が必ず利用者になる事への前もっての勉強をもっと前もってやって下さい。どのようなシステムの中に自分がいるのかを知ることが大事です。また、どこまでも選択して決める自由が一番の尊厳であります。ケアマネージャーが決めてはいけません。
- 12 (70代以上 男性 無職)
現在元気で地域福祉に携わっているので、自分のことはあまり考えていなが、いずれ必要となる事はあると思います。
- 13 (70代以上 男性 無職)
自分の力で生きていきたいです。病院とかにたよりたいです。
- 14 (50代 女性 パート・アルバイト)
情報がないので信用できない。利用者の思っている事と、福祉サービスをする側の出来る事の相違がある。利用する側は些細な事をして欲しいと思っていても、そんな事は自分でできるでしょ・・・という感覚の違い。
- 15 (70代以上 女性 無職)
新冠病院に通院していますので50日に1度移送車のお世話になっています。大変嬉しく感謝しております。
- 16 (20代以下 女性 学生)
配食・買物サービス

17 (30代 男性 公務員)

今はサービスを使うつもりでも、その時の心情で変化するから。十分にサービスが確保できないと、遠慮して受けないかもしれない。

18 (40代 男性 無職)

以前、移送ハイヤーを利用させて頂いておりましたが、乗務員の方から不快な言動があり移送ハイヤーの利用を止めました。困って、今後も福祉サービスの一つである移送ハイヤーを利用しません。

19 (60代 男性 無職)

今のところ使う考えはないが将来はわからない。

2 新冠町地域福祉計画策定推進委員会委員名簿

任期：（現任者）令和3年4月 1日～令和6年3月31日
 （後任者）令和5年7月26日～令和6年3月31日

区 分	所 属	氏 名
医療・保健	新冠町立国民健康保険診療所 看護師長	野 村 香 里
福祉関係者	社会福祉法人ふくろう会 特別養護老人ホームおうるの郷 施設長	東 賢 秀
	社会福祉法人新冠ほくと園 新冠町子ども発達支援センターあおぞら マネージャー	上 田 美 香
	社会福祉法人新冠ほくと園 統括施設長	成 田 英 司
各種団体の 代表者等	新冠町老人クラブ連合会 会長	姥 谷 完 治
	新冠町身体障害者福祉協会 会長	百 海 秀 一
	新冠町民生委員児童委員協議会 会長	佐 藤 剛
	・ボランティアグループ「あゆみ」 代表 ・NPO 法人みんなの家ひだまり 理事長	杉 田 友 子
学識経験者	北星自治会 会長	鹿 野 慎 二
	新冠町社会福祉協議会 理事	工 藤 清 吾

（敬称略）

◎委員長・・・成田 英司

○副委員長・・・佐藤 剛

3 新冠町地域福祉計画策定推進委員会設置条例

平成30年3月13日

条例第2号

(設置)

第1条 新冠町地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定、進行管理及び見直しに関する事項を協議するため、新冠町地域福祉計画策定推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次の事項について協議する。

- (1) 計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 計画の進行管理に関すること。
- (3) その他計画の実施について重要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもつて組織し、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉・医療・保健関係者
- (3) 各種団体の代表者等（前号に掲げるものを除く。）
- (4) その他町長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 副委員長は、委員長の指名により選出する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、委員会の会議を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長を務める。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係職員の出席)

第7条 委員長は、必要に応じ関係職員の出席を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償は別表のとおりとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

新冠町民憲章 : 昭和51年9月28日制定

わたくしたちは、日高の秀峰幌尻岳をのぞみ、緑ゆたかな大地と茫洋たる太平洋にはぐくまれた新冠の町民です。

わたくしたちは、先人の開拓精神を受けつぎ、たくましく未来に向かって躍進する住みよいまちをつくるため、この憲章を定め、実行します。

1. いつも、丈夫なからだをつくり、いきいきと働く町にします。
1. いつも、明るくあいさつをかわし、きまりを守る町にします。
1. いつも、たがいにはげまし合い、助け合う町にします。
1. いつも、すすんで学び、文化の高い町にします。
1. いつも、まわりを美しくし、自然を大切にする町にします。

第2期 新冠町地域福祉計画

発行 : 令和6年3月

編集 : 新冠町 保健福祉課 保健福祉グループ 福祉係
新冠郡新冠町字北星町3番地の2

TEL 0146-47-2113 (直通)

FAX 0146-47-2496

e-mail:chouminfukushi@niikappu.jp